

別添資料

①市民意見原本（個人情報伏せて答申に添付しています。）

②関係団体意見

③議員意見

④石垣市自治基本条例審議会議事録

※①については、意見募集時に公表しないことを条件としているため、掲載は控えませんが、市民から頂いた意見の趣旨や意図を変えない範囲で整理した資料がありますので、そちら（別添資料①の代替）をご覧ください。

②関係団体意見

【意見照会団体】

下記 16 団体に対して意見照会を実施。

- ・石垣市観光交流協会
- ・八重山建設産業団体連合会
- ・J Aおきなわ八重山地区本部
- ・八重山漁業協同組合
- ・石垣市自治公民館連絡協議会
- ・石垣市老人クラブ連合会
- ・石垣市身体障がい者団体協議会
- ・石垣市 P T A 連合会
- ・八重山私立保育園連盟園長会
- ・石垣市交通安全推進協議会
- ・八重山地区防犯協会
- ・石垣市自然環境保全ネットワーク会議
- ・石垣市文化協会
- ・世界平和の鐘の会 沖縄県支部
- ・石垣市民憲章推進協議会
- ・八重山地区医師会

○石垣市身体障がい者団体協議会

市民との協働のまちづくりへ

- ・障がい者と高齢者との施策がほしい。
(スパイラルアップ「心のバリアフリー」、外出介助サービス「タクシーの取り組み」)
- ・教育には、心のバリアフリー、コミュニケーションが必要。

○石垣市自然環境保全ネットワーク会議

- ・改正、廃止の必要は見当たらない。現在問題となっているのは、第 28 条であろうが、明確にわかりやすい文章であると感じた。文字通り「住民投票を実施しなければならない」とあるのに実施しないまま条例の改正や廃止の議論が先行するのは申しわけないが「都合が悪いからだ」としか受け取ることができない。

○石垣市民憲章推進協議会

・石垣市民憲章は、豊かなまちづくりに励む市民像を設定し、市民の生活の心の拠り所、市民の行動規範として昭和52年10月22日に制定されました。市民憲章には「平和な町」「親切的な町」「教育の町」「健康の町」「文化の町」「観光の町」「産業の町」「美しい町」の八つのまちづくりが謳われています。市民、事業所、行政が一体となり、市民憲章の精神に基づいた「石垣市のまちづくり」の推進が必要であると考えます。

石垣市自治基本条例に、市民憲章と類似し目指すまちづくりとして「平和な町・親切的な町・教育の町・健康の町・文化の町・観光の町」についての内容があります。しかし、「産業の町」「美しい町」づくりについては類似事項が見当たりません。

石垣市自治基本条例と市民憲章の整合性を図るために、条例審査会において「産業の町」「美しい町」に取り組める内容の項目、条文を追加していただきます様、ご検討をお願いいたします。

◆石垣市自治基本条例と石垣市民憲章の類似項目

第9章 安心、安全なまちづくり（保健、医療及び福祉の充実）≡「健康の町」

第11章 文化の継承、発展、及び創造（文化の継承、発展及び創造）≡「文化の町」

第12章 コミュニティー活動の推進（コミュニティー活動の推進）≡「親切的な町」

第13章 平和活動の推進（平和活動の推進）≡「平和な町」

第14章 教育環境づくりの推進（教育環境づくりの推進）≡「教育の町」

第15章 観光まちづくりの推進≡「観光の町」

○一般社団法人 八重山地区医師会

1. 第30条第1項

（現行）市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指し、保健、医療及び福祉の充実につとめなければならない。

（改正）市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指すため、一般検診（がん検診を含む）受診機会及び任意予防接種補助の拡大や休日夜間診療所を設置運営して一次医療体制の整備をする等、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。

追加理由：健康長寿社会の実現を目指すための普遍的な施策のうち、主立つものを列挙し、市が務めるものについて現行条文より具体性を持たせるべき。

意見：現行条文では、健康長寿社会の実現のために市がすべきことの具体性に欠けると思う。

2. 第30条第2項

(現行) 市民は、自らの健康状態を自覚し、一人ひとりが健康的な生活を営むため、健康づくりに努めるものとする。

(改正) 市民は、自らの健康状態を自覚し、一人ひとりが健康的な生活を営むため、生活習慣病やその原因の改善に主体的に取り組み、健康づくりに努めるものとする。

追加理由：市民が努める「健康づくり」とは何かをより強調させるべき。

意見：現行条文では、健康づくりとは何か具体性に欠けると思う。

3. 第33条

(現行) 市は、緊急時の避難所及び医療救護所の設営や運営に必要な資機材及び医薬品等を備蓄し、運用マニュアルを定め、訓練等を通じて市民に対しその適正な利活用について啓蒙しなければならない。

(追加) 市民は、緊急時の避難所の設営や運営についての知識を習得するため、積極的にその訓練等に参加するよう努めなければならない。

追加理由：緊急時の避難所及び医療救護所についての市の責務や市民の努めるべきことを定めておくべき。

意見：緊急時の「自助・共助・公助」についてこそ自治基本条例で定めるべきものの一つと思う。

【石垣市基本条例に関する意見】

自治体の憲法と言われる自治基本条例の基本的性格は、主権者である市民を真ん中に据え、市民が市長や議会を縛るものです。主権者市民の意思を生かす理念・仕組みとして自治基本条例は不可欠なものと考えます。

市民や議会は、市民参加を積極的に進めて、市民と良い緊張関係を持つことが大切です。行政の執行を担当する市長と重要な決定を担当する議会、そして市民の力—この三つの緊張関係が石垣市を動かしていく仕組みであるべきですが、石垣市の現状としては、市民の力がないがしろにされていると言わざるを得ません。

石垣市自治基本条例を紐解くと

第6章（市長の責務）第11条2「市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。」とあり、

第8章、第27条4「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続きを

経て、住民投票を、実施しようとしておらず、条例に違反しています。

市議会にしても

第5章（市議会の責務）第9条3に、「市議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしていないという点で、条例に違反していると言えます。

現状が石垣市自治基本条例に合っていないから、条例を変えたり、廃止しようとするのではなく、いかにしたら石垣市自治基本条例の理念を達成できるかを、今こそ、立ち止まって考えるべき時なのだと考えます。

住民投票の手続きが定められていないから実施できないと門前払いをするのではなく、市民の権利を守るために、制度の不備を是正する議論こそ、まず第一にすべきことなのではないでしょうか。

○石垣市文化協会

私たちの愛するこの石垣市（島）の現状、未来に市民としての責任を自覚し、多くの議論、研鑽を重ねて、この条例を作（創）りあげた先人達に深い敬意と感謝の念を抱いています。条例の改廃を目指している人々に拙速に事をすすめないように希望します。自由に物事を考え、行動することが「自然・文化都市」に住む市民の基本的人権の要諦と信じるからです。

③議員意見

※市議会としての意見ではなく、議員一個人の意見となる。

【廃止について】

- ・現時点で、条例の必要性や他の条例と紐づけされていることを検証する時間もないので、今すぐに廃止ということにはいかないと思う。また、見直しについても5年に1度の見直しということで動いていると思うが、実際に手をくわえるのは難しいと思う。
- ・即座に廃止にしないで、問題点を洗い出し、そこを見直すという方がいいと思う。何度か見直しをし、洗練させて、将来的には本当に必要かということが見えてくると思う。すぐなくすということではなく、慎重な議論が必要である。
- ・条例として形があるので、すぐ廃止とはいえない。そこは尊重しないとイケない。
- ・条例が制定され、改正等を行って現在に至るので、すぐ廃止というよりは、改定がいいのではないか。一度作りあげたものをなくすよりもいいものに改定したほうがいいと考える。
- ・廃止になった場合、条例なので、仕事する上で基づくものが無くなるから、代替りのものがないとイケないと思う。条例がなくなった場合、どのような影響がでるのかということが心配である。
- ・市民憲章もあるし、この条例がなくても市政運営はできると思う。

【市民の周知について】

- ・市民主体でできた条例だと聞いているが、条例のことを知らない市民は多い。見直しの機会を利用して市民に知ってもらうことができればと考える。
- ・市民は自治基本条例を知らないのに意見を求められている。自治基本条例について何も分からないのに、期限が短く意見できないという声があった。「何が問題なのか」等具体的に表記して意見を求めた方がいい。問題点があれば、具体的に浮き彫りにして意見を求めた方がいい。

【条文について】

- ・表現があいまいだったり、具体性がないことで論争になっていると思う。受けとり方が、人によって違い、多様性になっていると思う。

- ・(第2条)

市民の定義は、住民基本台帳に基づいて示すべきではないか、現状は定義の幅が広すぎる。

- ・(第2条)

市民の定義等おかしいところはあるので、そこは解決していった方がいいと思う。

- ・(第9条、第10条)

第5章の市議会の役割を条例で定めることが必要なのか、審議会で議論してほしい。

本来であれば、議会は議会で条例を作るところこそが議会の集成、二元代表制となっているので、第9条、10条についても必要なのかも含め審議会で審議してほしい。

④石垣市自治基本条例審議会議事録

第1回石垣市自治基本条例審議会議事録

第1回 石垣市自治基本条例審議会 議事録

日時：令和2年9月3日（木）14時～15時30分

場所：石垣市役所 第2会議室

出席者：【会長】新里 裕樹 【副会長】泉水 朝順
 【委員】小浜 美佐子 吉本 隼 黒石 高子
 平良 智子 吉竹 法子 池原 優

事務局：本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それではただ今より石垣市自治基本条例審議会の委嘱状交付を行います。会長あいさつまでは、開会を含めまして、事務局で進行させていただきます。私は事務局の多宇と申します。よろしくお願いいたします。それでは、会次第に沿って進めてまいります。はじめに委嘱状の交付を行います。

～委嘱状交付～

事務局：続きまして、市長よりごあいさつ申し上げます。

市 長：皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、改めて日頃より市政運営にご協力を賜りますこと改めて感謝申し上げます。この度は石垣市の自治基本条例の審議会ということでございまして、委員の皆様にはお引き受けいただきまして、また、公募の皆様にもご応募いただきまして大変ありがとうございます。

本市におきましては、平成22年度に石垣市自治基本条例を施行いたしております。その後、平成27年度に見直しを行っておりますが、おおむね5年に1度、見直しをしなければならないということになっておりまして、本年がその時期になっております。本審議会におきましては、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきながら現状に即した自治基本条例という形になりますので、条例の見直しについては改廃を含めまして、いろいろとご助言をいただければというふうに思います。また、活発なご審議いただく中で、よりよい石垣市づくりへのお力添えをいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：これより第1回石垣市自治基本条例審議会を開会いたします。はじめに、会長及び副会長の選出を行います。

石垣市自治基本条例審議会設置条例第5条に基づきまして、会長、副会長は互選となります。

どなたか立候補はいかがでしょうか。

事務局：特になければ、事務局より提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

事務局：事務局の方で提案させていただきます。

会長に 新里 裕樹 様

副会長に 泉水 朝順 様

以上の方をご提案いたします。

よろしいでしょうか。

事務局：ありがとうございます。

では会長に新里 裕樹 様

副会長は泉水 朝順 様

に決定をいたしました。

続きまして、本審議会は、市長の諮問に応じまして、答申するものとなっております。諮問をします。

～諮問～

事務局：市長は、この後公務がございますので退室します。

事務局：新里会長、ご挨拶をお願いします。

会 長：本日、石垣市自治基本条例審議会の審議会委員ということで、皆様それぞれの職業や団体から集まっていると思います。会長として任命させていただきましたので、諮問に対して皆様と一緒に意見をまとめ、答申までたどり着けるよう精一杯頑張りたいと思いますので、本日の会議が実りある石垣市の発展のためにつながる会議となりますようにどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、議事について入りますが、本審議会の公開につきまして委員の皆様と協議を行いますので、大変申し訳ありませんが、マスコミの皆様はご退室をお願いいたします。

事務局：それでは、これより先の進行につきましては、会長にお願いを致します。よろしく
お願いします。

会 長：それでは、これよりの進行は私のほうで務めさせていただきます。

まず、限られた時間でございますので、円滑の審議会運営に努めていきます。皆様
のご協力お願いいたします。

それでは最初に、おはかり致します。

この審議会の公開についてですが、事務局から考えはありますか？

事務局：この委員会を、マスコミ、傍聴に公開するか、というところですが、公開すること
がやはり望ましいかと考えております。

しかし、委員の皆様への、ご配慮、具体的には誰が、どのような発言をしたのか、
というところが容易に特定されるということで、委員ご自身へ何か、心無いような
ことがあってはならないということから、一定の配慮はやはり必要だと考えてお
ります。

したがいまして、公開と配慮の双方を考慮し、マスコミへは公開いたしますが、傍
聴はお断りをするということで配慮したいと考えております。

市民が内容を知りたい、という要望につきましては、議事録を公開することとして、
そのことで市民は会議内容を知ることができると思います。

その際、会長は別にして、委員個人の発言が特定されない形にするということで、
先ほども申しあげた委員個人の方への配慮、というふうにさせていただきたいと
考えています。

つまり、公開はマスコミのみで、市民の皆様へは、議事録の公開で内容を知ってい
ただくということが望ましいかと考えます。

その際は発言者が特定されないように配慮をするというものです。

以上です。

会 長：まとめますと、公開はマスコミのみ、そして市民に対しては議事録を公表するとい
う形で公表する。そして、その公表の際にあたっては、私、会長以外は、個人が特
定されないような配慮をもって公開するというふうになってます。

こちらで皆様よろしいでしょうか。

会 長：よろしいということですので、マスコミ入室ということでもよろしいでしょうか。

会 長：マスコミの皆さまよろしくお願い致します。

それでは進行します。

はじめに資料の確認をいたします。事務局お願いいたします。

～資料確認～

会 長：それでは進行いたします。

続いて議事についてです。

議事 1 番、石垣市自治基本条例概要説明とこれまでの状況についての説明、それと続きまして②番審議会の進め方について、そちらを合わせて説明したいと思います。

こちら 1、2 と合わせて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは事務局の方、どうぞよろしくお願い致します。

～資料説明～

会 長：ここまでの説明について何かご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

何かございませんか。例えば、この条例に基づいて実施してきた取り組みであったり、3 ページの前回の見直しという部分で、実施された項目が書いてありますが、不明点など確認いただいて、そういった情報を共有しながら、見直しに向かっていけたらと思いますので、引き続き意見、質問をどうぞよろしくお願い致します。

会 長：確認の意味も踏まえて、本審議会の進め方の中にある市民意見募集とパブリックコメント、第 22 条にある意見公募の手続きという部分に関するのですが、こちらの意見を聴取する手段はどんな形で行うようになるんですか。

事務局：パブリックコメントの実施方法につきましては、市のホームページと本庁舎、図書館、健康福祉センターに案を置き、意見様式、回収箱を置いて、新聞等でも周知をして市民の皆さまに広く知っていただく形で取り組んでいきたいと思っております。

委 員：パブコメ前の第 2 回のところで、条例案まで作り上げるということでもいいんですか。議論の進捗によってはという話なんです。

事務局：はい。

そこを目指したいと思っています。

会 長：第二回までには案をある程度ということで、共通認識のもと本日の会議を進めてまいります。

他にご意見ございますか。

会 長：オーバーツーリズムが起こるのではないかと言われていた社会情勢から新型コロナ禍で一変して、どうやって観光客を、どうやって経済を回していこう、となっている今の情勢で、1点気になる点なんですけども、前回の見直しで「観光振興」という部分で、どういうふうな実施をしてきたのかという、これまでの観光のことについてになると思うんですけど、それをふまえて、これから重要となってくるのが地産地消の推進がものすごくやっぱり自立型経済を目指していくという部分で、外に頼りすぎると今みたいな窮地に陥ってしまいますので、そういった視点でこれまでの実施になると思うんですけど、こちらをご説明をいただけたらと思います。

事務局：観光振興につきましては、今会長がおっしゃったとおり、今回のコロナ禍の影響で、だいたい本市も冷え切ってきたところかなと思うんですが、これまでの見直し以降で、観光客もどんどん増えて右肩上がりが増えてきて、それは海外プロモーションを実施してきたというところの効果が出てきたのかなと思います。南の島の星まつりの誘客や石垣島マラソンなどを通して、広く石垣市の取組み等を国内外に周知してましたので、そのあたりで観光につながった部分も大きいのかなと思います。

地産地消につきましては、給食センターで、まぐろやモズクなど地元の食材を利用したり、パインの加工施設でパインをビューレ状にして、それを料理の材料にするという取組みを補助金を活用して整備して、そちらを民間で継続して展開をいただいています。地元の人気のある食材を提供する準備に施設を整備したりなど、さんばしマーケットで地元の業者が一堂に会して、それぞれの、特産品や自慢の食べ物をお客さんに提供するというのもやっております。そういったところが地産地消に大きく貢献したかなと思っております。

会 長：地産地消という部分の第 31 条になるんですかね。「市は地域の資源を活かした安心かつ安全な生産物の地産地消の推進を図るために市民・生産者及び関係機関と連携し地産地消の推進に関わる必要な施策を講ずるものとする」これが本当に重要になってくると思いますので、既に実施されていたというのを聞いてすごく安心しております。こういった形で条例というのはすごく重要になってくるんですよね。この冒頭、市長が挨拶されましたように、市の行政、市政の運営定義だったりとか、そういった根底になって、市民のあり方だったり、行動の仕方だったり

いうところにもなってきますので、そういった観点を踏まえて進めていけたらと思います。このような形で気になる項目があれば、質問して情報を自分に落とし込んでいきながら、進めていけたらと思いますのでよろしくお願いします。

会 長：実施を確認したいんですが、前回の見直しで、防犯・交通安全、防災対策。特に防災対策という部分で、コロナが来てしまってから防災対策の実施というのはまたあるのかなというのを思いましてまたお聞きできたらと思います。

事務局：防災対策につきましては、市民の皆様にはいち早く災害情報をお届けしなければならないということが鍵だと思います。これにつきましては、防災無線の設置を行っておりますけれども、これまでのアナログの電波をデジタル化しないといけないということがありまして、今年度、全部で確か40局だったかと思うんですが、年度で分けて順次デジタル化に移行してきております。今年度は17局を整備しデジタル化に移行する予定です。今年度ですべての防災無線局のデジタル化が完了するところです。防災無線、スピーカーから聞き取りにくいという声もありますので、各個人の家にラジオを配付して、そのラジオからも緊急時には強制的に音声が発信されるような物があるということで、そちらを各戸に貸与予定となっております。コロナ禍で避難所をどのようにやっていくかということについては、石垣市もやはりコロナの対策、避難所における対策も万全にしないといけないというところで、個別のブース的なものに分けられる材料を備蓄して、避難所開設の際には、そういう簡易的な設置にも取り組んでいると聞いております。

会 長：こちらもすべて第33条などで危機管理と災害予防にうたわれていて、それに則ってちゃんと実施されていると感じました。
何かご質問等ございましたら、よろしくお願いします。特になければ、進行していきたいと思うんですけれども。

委 員：今、答えてもらったものは、何条にあるんですか。

会 長：1項目ずつ第何条で実施になっているのか、というようなことについて、回答を頂けますか。

事務局：第4次総合計画後期基本計画の策定につきましては自治基本条例の第14条に規定されております。こちらの中で総合計画の策定を行っております。情報公開と個人情報保護の実施につきましては第16条で、個人情報の保護につきましては第17条。

行政組織の改変につきましては第 19 条。

女性雇用の啓発につきましては、女性雇用は第 20 条で謳っております。

行政評価の実施につきましては第 24 条。

男女共同参画の取組みにつきましては第 25 条。

参画及び協働の推進につきましては第 26 条。

待機児童の改善につきましては第 29 条。

地産地消の推進につきましては第 31 条。

防犯・交通安全・防災対策につきましては第 32 条、33 条。

自然環境の保全につきましては第 34 条。

文化の継承・発展につきましては第 35 条。

コミュニティづくりにつきましては第 36 条。

平和活動につきましては第 37 条。

教育につきましては第 38 条。

観光振興につきましては第 39 条。

国内外の交流につきましては第 40 条と 41 条となっております。

会 長：ものすごくしっかりと分散されて全部取り組まれているということですね。

ご質問がないようでしたら次の見直しについてに進行してまいりたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

会 長：続きまして 3 番項の見直しについて進めていきたいと思います。

それでは今回の見直しについて事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局：この議題につきましては、今回第 1 回ということもあり、特に資料は用意しておりません。理由といたしましては、本条例が取り扱う範囲が、非常に幅広く、多岐にわたるということと、5 年間という長い期間における社会情勢の変化を踏まえること、このような背景の中、人それぞれ感じ方の違いなどもあるかと思しますので、事務局から決めた見直し案を一方的に提示するのではなく、皆さまの議論に応じて、見直しの必要性の有無も含めてフリートークという形でも構いませんので、まずは、委員皆さまのご意見を伺いたいと考えております。よろしくお願い致します。

会 長：事務局より説明がありましたように、今集まっている様々な団体、業種そういった人が今回委員として集まっております。その自分の持ち場の意見であったり、個人的観点の多角的な意見を聴取したうえでしっかりと条例を見直してまいりたいと思いますので、先ほどもありました、フリートークでも構わないということなのです。

で、あまり気負わずに思ったことを話しながら、また意見を集められるような本審議会にしていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。こちらは各一人ずつ思う所を話していただけるのがベストの形でございますので、私からの指名制でよろしいでしょうか。よろしく願います。

委員：条文全体を読んだ際に、私の方で特に気になった点、最近、裁判になってた件ですけども、資料の4番の18ページ、条例第27条と28条の関連でなんですけども、住民投票を実施することができるという、これ自体は、非常に市民の方たちが参加されるというところで大事なのかなというのはあるんですけども、28条との兼ね合いで、どういうことができるのか、どういう場合に市としてどういうことをしなければいけないのか、というところが分かりにくく、やや整合しないところもあるのかなと思いました。

具体的に、27条の第1項のところで「市長は、市政に係る重要事項について市民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる」

ということで住民投票を前提として実施するための条例が制定されているということになっています。

第2項は、その住民投票の結果を尊重しなければいけないということになっていて、住民投票に関しては、次の第28条においても規定があります。

28条の1項ですが「市民のうち石垣市の選挙権を有している方たちは、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1、25%以上の方々の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる」

ということになっています。で、ただ、先ほど27条で確認した通り、市長としては、住民投票を実施する前提となる条例がないと住民投票ができないということになっていて、おそらく住民投票一般に関する条例はないのかなと理解しておりますが、第3項で、「市長は、必要に応じて、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる」

要は、市議会に住民投票をするための条例案を上程する形で住民投票の発議を行うということだと思いますが、そのあたりの住民投票の実施というところと、住民投票を前提とした条例の制定、発議であるとか、その制定の必要であるとかというところが、27条、28条では、やや整合しないところがあるように思います。これに関しては、裁判になり、一審でその判断が出てると理解しておりますが、この辺りについても裁判所としてもそこまで言っているかどうかちょっと別ですけど、この辺も争点になるのではという理解です。この辺りはそういう意味で色々と今後の紛争の議題にもなりえるところではありますので、変更改廃含めて検討する

べきかと思います。ちなみに28条4項もかなり要件が厳しい。25%以上の人たちの連署がないと28条に基づく請求ができないということになっていて、かなりハードルが高いものにはなっているんですが、条例の制定請求であれば地方自治法上そこまでの要件ではないはずですので、むしろそちらの法律を使って、条例請求を求めるということでも道としてはあり得ることも考えると、これがなくなったとしても特に市民の方たちの権利関係というのは阻害されるわけではないのかなと今のところ考えております。このあたりの整合性に関して、条例の連続する条文番号の中でのところですので、私としてはそこが気になったところであります。

会 長：すごく議論の余地があるところかなと思われれます。後ほどこちらに対しても皆さまでご意見をまとめていきたいとおもいますのでどうぞよろしくお願いいたします。

委 員：20ページの11章、「文化の継承、発展及び創造」というところで、とても素晴らしい条例だと思いますけど、3のほうの「市は伝統的な文化をはじめとする多様な文化の継承、発展及び創造を図るために、市民一人ひとりが、身近に郷土の歴史、伝統文化に触れ親しむことができる機会の拡充を図り、文化活動の推進に関わる環境の整備に努めるものとする」というところで、文化の継承はわかりますけど、保存まで入ったらなと思います。やはり文化は、有形、無形、形あるものないもの、というのがあるとおもいます。それで我々の祖先は、素晴らしいものを子どもたち、次の世代に伝えるということ、保存していかないといけないと思っています。それで今、我々があるものは次の世代まで伝えていく、保存していかないといけないということで、保存まで入ったらなと思います。

それともう1つ。21ページの教育環境づくりの推進の中で、これも非常によく考えられて、教育環境づくりの推進ということで38条「市民は事業者及び市は、本市の将来を担う児童・生徒の健やかな成長及び郷土愛を育むための教育に取り組むとともに、国際化、情報化社会等、様々な社会の変化に対応できる人材の育成に努めるものとする」ということで、教育の有効と将来にわたっての発展的なものと、それと郷土愛ということですので、両方が両立できるようにということを書いてあると思います。それを持っているかどうかということが、その辺をもう少し聞いていきたいと思っています。私も教育現場にいましたが、人権教育の大切さということで、子ども達の色々な問題があります、引きこもりとか、不登校とか。それが大人になっても社会に出ていかない大人がいるということで、お互いの人権を大事にし、こういう教育や福祉の大事さというものを日々感じていて、また、大変だなと感じています。

会 長：1点づつお答えできるもの、もしくはニュアンスが違う、例えば4番にそのニュア

ンスで入っているなど、答えられる範囲があればお答えしながら進めて、お答えできないところとまた、やっぱりそうだなということがあったら最終的に議論していきたいと思いますので、そのような進め方でもよろしいでしょうか。

先程一番目に出た 20 ページで、文化の継承と発展及び創造の 3 番項にあたる部分で後ろに継承と発展とありますが、保存という部分に関してというご意見でしたが、事務局から回答ございましたらお願いいたします。

事務局：第 35 条につきましては、第 4 項の「文化財を適切に指定し、その保存と活用を図るものとする」とあるんですが、平成 27 年度の見直しの時にこの 1 項だけ追加されているものなんですが、確かこの時の議論は、「文化財」いわゆる、形があるものの保存について委員から要望が出て、追加という結果になったと思うんですが、たしか文化財には有形、無形があるというところで、確かに文化についての継承だけではなく、保存は確かにあった方がいいのかなと思うところではあります。38 条において、子ども、小・中学生の教育だけではなく、それが大人になってもこの不登校の問題が、大人になって社会に出られないということに繋がっていくというサポートがしっかり必要なんじゃないかなということは認識していますが、このことにつきましても、どのような書きぶりで、どう書いたほうがいいのか、それともどこかでこの分についてカバーできるんじゃないか、というのは、これから私たちの方で検討させていただきたいと思います。

会 長：現状、人権教育について深く書かれているのかといったら、そうじゃないかなというような解釈で大丈夫なんですか。

事務局：人権教育につきましては、取組を行っているところなんですが、自治基本条例の書きぶりに足りないところがあるか確認したいと思います。

会 長：どんなものに対しても適応するように条例というのは書かれているから、今、ご指摘のお気づきになった部分というのは、本当に多くの人も共感する部分があると思いますので、こちらでもまたご確認していただきながら、またそれに適した文章に変えていけたらと思います。

委 員：第 2 条の 3 項、4 項の「農業委員会及び固定資産評価審査委員会」と書かれていますが、固定資産について、自分が持っている資産をどのように評価して税金になっているのか。納めている金額と何年後かになると税が上がっていた。窓口で聞くとそんなに詳しいことまでは聞けなかった。どのように評価を上を上げて、金額が上がっているのか。下がるということはない

が、ちょっとこちらの方に該当するかどうか分からないが、自分の身の周りのことで聞きたいというのがあって、これを質問します。

会 長：固定資産税がどうなっているかということについて、住民からすると不透明感がすごくあるということで、条例が直接的にどの分野に関わってくるかということは調べないといけないところではあるが、逆にこのへんの条例の組み込みは、現在のところ携わるところないですね。

事務局：はい。

会 長：運営や市政のありかた、企業のあり方など、市民のあり方というところをうたっているのが基本条例という解釈でいいですかね。

事務局：個別の内容や細かい内容を条例の中に入れるとおそらくものすごいボリュームになってしまう。そこを大きい分野ごとに、色んな内容に対応できるような内容になっているかと思いますが、固定資産評価の評価部分とそれが税にどのように直結しているのかは、疑問を感じる場所ですかね。

会 長：説明責任などの項目はなかったですか。そこに固定資産税のみならず、市民税とか、そういったところも表記というか、もしかすると市政運営に関わってくるというようなとりかたもできるのかと思いますので、この件も前向きに進めていけたらと思います。説明責任について、教えていただいていた方がいいですか。

事務局：18条です。

会 長：18条「市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、施策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するように努めなければならない」

評価という部分も今言ったのが入ってくるかもしれませんね。大きな枠では入っていますので、この文言がそのままあてはまるのか、それとも改定が必要なのかというところで、進めていけたらと思います。

委 員：23条に関連するかと思います。今の話でいうと第3項18ページの23条。

委 員：今のお話が固定資産評価審査委員会に対しての要望かと思うんですけど。

会 長：いろいろ絡んでくるところがあって、責任説明でうまく解決するのか、また、こちらでもわかりやすく表記するのかというところも含めて今の説明の部分、評価なども不透明が感じられる部分に対しての条例もしっかりともんでいきたいと思いますので、ありがとうございます。

委 員：実務的な手続きに携わってまいりましたが、基本条例を改めて読ませていただいて、42 条の「この条例は、市政運営の最高規範であると」そこまでうたっているので緊張しているところであります。最高規範、市政運営の地方自治法であったりとか、この条例に則って市政は運営されていると理解してよろしいでしょうか。

事務局：市に色んな条例が広くありますが、条例の優劣はないと思いますが、この自治基本条例がこちらで謳っている通りのままかと思います。

委 員：訴訟があったのは、条例の解釈をめぐって、あるいは運用をめぐって、何らかの齟齬といいますか、第 27 条と 28 条をきちっと整理しないといけないのではないかなと思うところであります。第 2 条の「用語の定義」に、条文を読むのにあたってはスタートになりますので、この定義をきちんと定義されてるのかなという部分で、疑問に思ったんですが、事業者、市民ですね。

市民という用語の定義として「市内に住み、市内で働き学び活動する人」というのが、しっくりいかない用語の定義じゃないかなとそういうように私は思います。

それから 2 項の事業者等というところですが、「市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体」に、事業者というのは個人事業者も入りますので、「団体」という定義はいかななものかと思っていますところであります。

それから、先ほど住民投票の 27 条と 28 条についてはちょっと整理する必要があるのではないかなと思うところであります。

それから 30 条 2 項ですが、努力目標的に書いているのですが、健康づくりに努めるという、問題ないと思いますが、努力目標が条例の中にあるんだなということを感じています。27 条と 28 条は整理する、整える必要があるのではないかなと思っています。

会 長：本当に言われてみて確認すると少しくエスチョンがつくようなこともございました。今の件に関して事務局、何かご回答できる部分が、今この現条例で、本条例の中でこういう解釈がありますというような答えがあるのであればお願いして、そこはそうだったかなと思うのであればそのまま進行して、議論、意見交換をしていきたいなと思っています。

事務局：市民・事業者等の定義であったり、27条、28条につきましては、委員会で色々議論していただいて、という所かと思います。

会 長：改定すべきかもしれないなという内容になってるということですね。

27条、28条についてもやはり整合性がとれていない部分もあるのかなと思います。しっかりと意見交換していきたいと思います。

1点だけ確認なんです、全く違う視点の30条の件。こういった努力目標的なものも当然、条例として加えて残していくべきというように考えて、捉えていていいんですか。これからの見直しにあたって。

事務局：自治基本条例のいろんな条文の中で、努めるものやしなければならないなどの書きぶりになっているかと思うので、「健康づくりに努める」というところも、努力義務的な内容かと思います。

委 員：23条の3項について、「市民の意見、要望、苦情などの対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表するよう努めなければならない」
執行機関がそこまでしなければならないのかなとクエスチョンマークがついています。受け止めて改善すればよいのではないか。こういう意見がありましたなんて公表する必要まであるのかと、正直言って読ませていただいて感じたところがあります。あくまでもほんとに一般的な条項を読ませていただいて感じたところの率直な意見です。

会 長：条例に適正にあるべきなのかというところも踏まえて、また意見を交わしていけたらと思いますので。

委 員：37条の2、子ども達について。

先ほどもおっしゃっていたと思うんですが、不登校やひきこもりの子供たちが増えているが、どうされているのかなと。

教育環境づくりの推進という部分です。地域、学校であったりという所の関連した推進、具体的な活動、取組みとか、どのようにされているのか。

会 長：教育環境づくりの推進という部分について、地域、学校であったり関連した推進、取組みというところの現状、ご説明の程お願いしたいと思います。

事務局：不登校の取組みにつきましては、青少年センターの方で不登校の小中学生の勉強だけじゃなく色々な体験をさせたり、最近、パソコンをセンターに整備して、これ

からの時代、パソコンを使用できないといけない等、色々課題もあるようなので、
そういうこともできるような取組みをやっていて聞いています。各学校にもそ
ういう専門家がいらっしゃって、そういう子どもたちの相談にもしっかり取組ん
でいると聞いています。

委 員：あやばに学級に、学校にいけない子どもたちが来ますよね。その場所、学級の建物
やそういう環境が、果たして本当に不登校の子どもたちにいい環境かなど。これか
らどのようにしていくのか、具体的な案はないのか。

事務局：確かに今、あやばに学級もそうなんですけど、青少年センターも、建物がだいぶ老
朽化しているということで、その場所移転が必要なんじゃないかというところで、
それにつきましては議論半ばでありますので、移転に向けていろいろ調整はおこ
なっているところです。

会 長：こちらのご意見に関しまして、人権教育に関しても、正直なところ、そういった
教育の当たり前に推し進める部分ということに関しては、明記されているのかな
と思いましたが、人権教育、不登校等そういったネガティブに見える部分に関して
も、明記した方がひょっとしたら、今言っていたこういう運動のもととなる芯があ
るから、こういった取組みを実施しないといけない、こういった施設を増やさない
といけないというふうな発展的な話にもなってくると思うので、こちらもしっか
りと話し合っていきましょう。

委 員：第2条の1番項、2番項、市民の定義が、例えば納税者だったりするのか、住民票
がある方にするのか、ちゃんとした定義を持った方がいいかと思います。1番項、
2番項は、27番、28番の住民投票にも関わってくると思うので、こことここはし
っかり議論していきたいなというのがあります。

自治基本条例が施行された経緯もなかなかわからないんですけども、これがなか
った場合、どのような問題があるのか、全国的に見ても制定率20、30%ぐらいだ
と思うんですけど、なかったとしたら、この説明責任とかがなくなってしまうのか、
と思うところなので、廃止案も含めて検討していきたいなと思います。

会 長：皆さと同じ2条の1番項、2番項の定義によってまた27番項、28番項にも絡ん
でくるのかなと思います。議会でも議題に上がっていた廃止案の件ですね、こちら
もあつたら、なかったらという部分の両方のご意見があると思いますので、そちら
も色々議論していけたらと思うんですけども、今の件に関して事務局は、何か議会
の動き、回答内容だったりとか、委員メンバーに情報共有できるものがあれば。特

に廃止案の提案についてどういうご議論がなされているのかというのを簡単にもし共有できたらと思うのですが、お答えできますでしょうか。

事務局：廃止案につきましては、去年の12月議会で、議員提案という形で、廃止条例が上程されまして、採決の結果11対10で廃止条例は否決という形になっております。提案の理由が、この自治基本条例が、今の情勢に即しているものになっているものか、と市と議会の二元代表制にとっての運営に有用なものであるのか、というところの提案がなされた、と記憶しています。

委員：情勢に即しているのか、というのがあるんですけども、自治基本条例を廃止して、新たに馴染みやすい、例えば「まちづくり基本条例」だったり、ネーミングを変えて作り直しをしてもいいのかなと思います。

委員：最高規範というのが、42条に市政運営の最高規範にこの条例が運用されているというのが、これがなければ市政運営はできないというのは。全般的に読んで、それがなければ、市長は市政運営に支障が生じるということであれば、身が引き締まる思いがただけです。最高規範とまでいうべき条例なのかというところで非常に気になったところです。

会長：要するに、結局は内容ですね。基本条例廃止案と言いながらも違う条例を作りたいということで、内容をやはり本当に今に合ったより良いものにしていけばいいのかなというふうに聞いて受け取れたことと、今合わせて、最高規範と銘打っていくのか、それともまた市民の皆さまがなんていうか、まちづくりの体だったり、ネーミングはどうであれ、関わりやすい形というのもまた、今の時代に合わせていくものなのかなと思いますので、こちらでもまたご意見、議論していきたいと思っています。

委員：自治基本条例というのが、全国で391個、自治行政で作っており、「自治基本条例」という固い言い方ではなくて「市民共同のまちづくり」であるとか、例えば、「持続可能な観光都市としてのまちづくり」とか、そういう分かりやすい言葉があるというような条例を作っている行政もあって、非常にあることについて特化して作っているとか、色々広範囲に作っているのもいいんですけど、1つ1つがこの薄いというか、それを最高規範としてしまうのならば、ちゃんともっと盛り込まなければいけないなというふうに思った次第です。

例えばなんですけども、第15章の観光・まちづくりの推進とかに関しても、例えば那覇市とかでしたら観光振興に対して、やはり、ただ観光を、観光振興していき

ましよう、観光振興推進していきましよう、というだけではなく、良好な観光環境を維持していくためにどうしていくべきか。それから、その観光環境を維持したり、整備や観光の人材育成をどうしていくか、というそういう詳細のことまでは書いていない。

京都とか奈良のような観光の促進でしたら「もてなしのためのまちづくり」とかそういう色んな観点で、いろんな深めた条項が出てきているんです。

ところが、第15章第39条第1項のみになっているというのが、推進はするものの、それ以上に、例えば、人が来るのが我々市民はかなりありがたい反面、やっぱり防犯の面であったり、環境破壊があったり、生活に対しての迷惑な行為とかがあったり、そういうところでよろしくないと思いますので、非常に頑張って作られた条例ではあるんですけど、もう少し深めた作り方にするか、何か一つを特化するような条例にしていくとかいうふうな考え方をしていかないと短い期間にすべてを整えるのは、厳しいのではないかと。

最高規範というものではなくて、より我々の市の現状で特化したものにしていくようなところで、特にはこのコロナ禍で、石垣市が違う方向で石垣市が考えているのと、SDGsのモデル事業として石垣市が認定されたので、そこと地産地消とか観光とか合わせたような新たな条例を作っていってもいいのかなと思っています。

市政運営とかそこらへんの件なんですけども、第15条の健全な財政運営について、基本的には全然透明性のある行政をやるべきであるし、それを公表するということは申し分ないと思うんですけども、24条の行政評価になりますけども、適正で効率的な行政運営を行っていくにあたっては、第3者とかによる外部監査であったりとか、そういうふうに努めていかなければならないではなくて、ある程度、公平で透明な行政を行っていきます、ということ、努力目標ではなくて、外部でも見ていくことができるような文言が私はいいなと思いました。

会 長：ただ今のご意見を持ちましてすべての委員より思う所をお話いただきました。頂いた意見ですね、ほんとに真摯に条例に向き合って解決すべきところは解決しないといかんというふうに強く感じた次第でございます。各々また感じることでまた自分が捉えていた意見に対しての反応が見れたのではないかなと思います。そしてこの基本条例の見直しについては、第2回、第3回と開催したのちに、年末の議会に上程していくということで、その前に市長に答申していくという流れになっておりますので、各々がお出しいただいた議題に対して、次回の第2回会議までにある程度のこんな方がいいんじゃないかという素案でも構いません。そこを第2回持ってきていただいて、それに対して作り上げ作業をしていって、そののちに市民から意見を募るという流れで、そういう構築体制も作っていきたいと思っ

ております。そのような流れでよろしいでしょうか。今、すべての事案に対して意見するとたぶんお時間もそうですし、収拾もまずつけられないので、そういう形で今言った意見で少しずつでも訂正を加えて、次回またご提案いただいてご議論できたらと思っております。今の、特に第何条、第何条というのは、私のほうでもまとめておりますし、事務局の方でもまとめております。また次回の案内、その前にでもですね、また何条何条についてまたご意見をまとめてよろしく願いますということで案内していきたいと思っておりますので、皆様、忌憚なき意見を出しつつ、より良い石垣市のために条例に向き合って今後も第2回、第3回と進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、第3番項の見直しについて、こちらもこれにて、閉じさせていただきたいと思っております。皆さまありがとうございました。

引き続き、事務局より連絡事項をお願いいたします。

～事務連絡～

会 長：ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を持ちまして本日のスケジュールをすべて終了となります。これから年末にかけてお忙しい時期かと思われますが、どうぞ委員に選ばれたことを名誉と思い、少し頑張って作り上げてまいりましょう。これを持ちまして、本日の第1回石垣市自治基本条例審議会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

事務局：ありがとうございました。

第2回石垣市自治基本条例審議会議事録

第2回 石垣市自治基本条例審議会 議事録

日時：令和2年11月25日（水）14時～15時20分

場所：石垣市水道部 会議室

出席者：【会長】新里 裕樹 【副会長】泉水 朝順
 【委員】小浜 美佐子 黒石 高子 平良 智子
 吉竹 法子 池原 優

欠席者：【委員】吉本 隼

事務局：お忙しい中、ありがとうございます。本日は、第2回の審議会ということになります。始めるにあたりまして欠席のご報告になります。吉本委員が仕事の都合上、欠席という事で連絡をいただいております。

次に資料の確認をさせていただきます。

会次第と添付資料①から④になります。おそろいでしょうか。

前回の議事録につきましては、配布資料ではありませんが、答申後にまとめて公開をさせていただきます。

ご了承願います。

それでは会次第に沿って進めてまいります。

開会の挨拶を会長からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会 長：皆様、こんにちは。本日も本当にお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

前回、第1回の審議会では、石垣市自治基本条例について、皆様よりご意見を出していただきましたが、今回第2回は市民の皆様、関係団体、議員の皆様からご意見を頂戴いたしました。そちらのご報告も踏まえた上でまた見直しについていろいろといろんな角度からのご意見を賜れたらなと思っておりますので本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、第2回石垣市自治基本条例審議会をこれより開催していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。これより先は、会長の方で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、私の方で進めてまいります。

議事に入る前に一言お伝えしたいことがございます。

前回の第1回審議会会議の時にマスコミ様、申し訳ございませんが、新聞報道の

際に意見と委員が特定されるような内容で記事になっていた部分がこちらから見るとありまして、それによって個人に自治基本条例の審議会、石垣市自治基本条例に対しての意見などの問い合わせがあったのも事実でございます。そういった意味合いで今回の審議会にマスコミ様も一緒に同室にて会議を行うのか、それともやはりそうすると自由にご意見できないのでないかということを委員の皆様と意見交換をした上でまた、お話しさせて頂けたらなと思っているのですが、そのような流れをとってもよろしいでしょうか。一旦ご退室いただいて委員でお話しできればと思っています。

委員の皆様と、マスコミの今回参加の可否について議論したいと思います。

～マスコミ退出～

会 長：委員の皆様は今回の審議会の取材について、ご意見があればもらいたいと思います。基本的には、前回同様記者の皆様に入ってもらうスタイルがベストだと考えたときに、どうぞ意見があるかというところでお話しいただければと思います。

委 員：発言が特定されて様々な話があったりして街中ですれ違う時に言われたり、訪ねてきたり、マスコミ報道が出ているからなのかなと。

自由に発言したいです。

しかし、不都合なことを言うわけではないので、私は別にいいのではないかと思います。ただ、意見が違うということで書かれるということは記者には記者の表現があるわけですから、よろしいかと思います。

自由に遠慮なく抑えて発言するのではなくて、ずばり本音を語り合い、学び合った方がいいです。マスコミがいらっしゃると抑えるということもあるのかな。

議事録もあるので、各委員の意見ももとめられておりますし、議事録を見るということでご理解いただけないかなと思います。

委 員：我々の意見は書くけど、委員の名前は公表しないと最初に確認しました。

そのためにいろんな団体の方達がいると思います。そうしないとそれを気にしてばかりいたら意見が言えなくなってしまう。

マスコミを入れてもいいんですけどそういう配慮が一番大事だと思います。

よりよい石垣市を作るためにお互いがそういう思いで参加していると思うんです。そうするためにどうするかということが基本になるのではないかと思います。そういう考えを持って意見を我々は出していけばいいのかなと思いました。

だから誰がどう言ったではなく、どういうふうな石垣市を作りたいか、将来のためにそれが一番大事かと思っています。

会 長：事務局の方からも何かご提案はございますか。

事務局：事務局としては、マスコミへの公開は自治基本条例については、その過程を市民の皆様公開することはやはり必要だと思っています。ただ、おっしゃったとおり、第1回の冒頭でもマスコミの皆様へ確認した上で行ったところではありますが、引き続き、第2回以降は、さらに気をつけていただきたいと思います。それを要望として、マスコミはオープンにした方がいいかと思っています。

委 員：カメラはいいけどビデオやDVDは抑えようがないので、これは事務局どう考えていますか。

事務局：映像を全体の光景だけ映すだけならいいんですが、委員が発言しているところを部分的に発言者が分かるように流されると個人の特定になる懸念があります。

委 員：部分的に流すにはいいんですが、ずっと流されると先程話していたことが守られないですね。

事務局：映像を、今日のニュース等で全体の光景だけ流す分ならいいんですが、委員が発言しているところを部分的にニュースの中で取り上げて、発言者が分かるというのは気になります。その映像を使って後日、審議会の様子として流されてしまうことも同様です。

委 員：前回守られてなかったということなんですが、オープンにした上で、記事を会長あるいは事務局へ確認した後に掲載するということは可能ですか。

事務局：これは難しいかと思っています。

委 員：映像を撮影するのは、不都合であると思います。

委 員：やはり先程話したことで相反すると思います。

名前を抑える、誰が何を言ったということを抑えるといいながら映像を映すということは、やはり、個人を特定しないということが守られないかと思っています。

委 員：会議の内容、発言の内容が映像的に撮影されていると本当にオープン公開になってしまうので、私たちの発言が記者の出力で書かれることはよしとしますが、映像はちょっと気になります。

委員：文書の公開はしますか。

事務局：議事録は、市長への答申が終わった後に公開するということになっています。

会長：ご意見をまとめさせていただきますと、基本的には名前と意見が特定されなければ入っていただいてもよろしいのではないかとということと、動画の撮影の使用の仕方、これを連続的に報道して、意見を述べているところが写ってしまう、意見内容が分かってしまうと前回と同様思わぬことに陥るのかということがございますので、マスコミにはオープンにしたいという部分が皆様も強くあって、しっかりと審議されていることを知っていただくことも大切だと思いますので、入室していただいて、その上で今の約束事を指摘して守ってもらうとの約束のもと、本日会議を進めていけたらと思います。そちらでよろしいでしょうか。

～異議なし～

会長：それではよろしくお願いします。

～マスコミ入室～

会長：マスコミの皆様、退出いただいて大変申し訳ございません。

先程、取材を入れた状態で会議をするかということをお委員の皆さんと意見を出し合ってまとめた結果、引き続き、マスコミの皆様には取材をしていただき、オープンな審議会を進めていきたいと思っています。しかし、一つお約束をしていただきたいと思います。やはり、前回どうしても記事内に名前は書かないにしても委員がこういった発言をしましたというところで、個人が特定される状況があったそうです。これからどんどんつき詰めていく中で、生活に支障をきたしてしまうという状況が確実に今でも出ているので、今後も出てくる、そうなるとお約束が果たされなかった場合、しっかりと審議できないのかという状況になってしまい、あまりよろしくない結果だと思いますので、今回メディアの皆様におかれましては発言と個人が特定されないという事に厳重に注意を払っていただいて記事は書いて欲しいと思います。

また、動画について連続的に意見を話しているところを放映すると分かっていますので、その辺の使用方法も配慮していただければ助かります。そのような内容でマスコミの皆様、進めてもよろしいでしょうか。

会 長：それでは、進行いたします。次第２番項「報告事項」について、事務局よりお願いします。

～報告～

会 長：ありがとうございます。それでは、今の報告について何か委員の皆様からご意見等ございましたら、お願いします。

会 長：事務局、一つ質問していいですか。意見の中で、この自治基本条例は長年に渡って作成したというのがあったのですが、自治基本条例自体どういう経緯で作成されたのか、何年費やしたのか教えていただけますか。

事務局：自治基本条例の作成過程についてですが、まず、平成 19 年 2 月に庁議の中で自治基本条例の策定の取組が決定されております。同月に定例記者懇談会で市長から自治基本条例の策定宣言が行われました。その後、庁内ワーキングチーム、こちらは庁内の課長補佐、係長級 17 名で構成されていますが、庁内ワーキングチームで 23 回会議が持たれています。併せて庁内の策定推進委員会、こちらは部長級と一部課長が入る庁議メンバー、副市長を含め、この庁議メンバー 13 名で構成されている庁内策定推進委員会で、4 回開催されております。平成 20 年 1 月に 10 名の市民代表からなる市民検討会議を立ち上げ、市民検討会議は 14 回、会議を開催しております。ワーキングチーム、庁内策定推進委員会、市民検討会議では、条例のたたき台の検討が行われ、平成 20 年 11 月に素案の提言が行われました。平成 20 年 11 月に条例策定審議会が立ち上がり、合計 11 回審議のもと、様々な議論が行われ、平成 21 年 5 月 1 日市長へ答申されております。市長に答申されてから、平成 21 年 5 月に答申されてそのあとの 6 月の議会に議案の提出を行っております。6 月定例会では、この同条例案は、石垣市自治基本条例審査特別委員会に付託され、継続審議となりました。特別委員会が、合計 10 回、委員会が持たれて、その中で修正案が可決されております。最終的には、平成 21 年 12 月定例会で修正後の案が可決をされております。策定の過程はこのようなになっています。

会 長：ありがとうございます。

委 員：平成 21 年 12 月に議会で決議があったと今ご説明されていますが、全会一致ですか。

事務局：賛成 11、反対 8、欠席が 2 です。全会一致ではありませんでした。

会 長：市民、関係団体、議員意見について、何かご意見はありますか。

なければ次でいろいろ意見交換できればと思います。

会 長：3 番項、自治基本条例の見直しについて、第 1 回の審議会で委員の皆様からたくさんのご意見を頂きました。そして、今回、市民、関係団体、議員の皆様から頂いた意見も踏まえて、また、今回の改定に向けた論点と本人が思うご意見を頂戴できたらと思いますので、よろしくお願いいたします。こちらは、委員の皆様一人一人からご意見もらえたらと思います。

委 員：意見にも多くあったんですが、第 2 条「市民の定義」について、文章として、今、「市民は市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人」という定義なんですが、これを「日本国籍を有し、且つ本市の住民基本台帳に記録されているもの」というように変更したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

委 員：地方自治法の中にも住民という規定がございますよね。ほぼ委員がおっしゃった内容と同じような住民定義となっています。

委 員：こちらを参考にしました。

委 員：多様なご意見が市民や関係団体から寄せられているということを拝見しまして、その中には、同意できる意見、どうかなという意見もあります。

私自身は、まず定義がファジーな定義となっていることをはじめ、法令が体系を成すだろうか、そして、本当に長期にわたる審議を経たということを知って驚いた次第です。議会の議決も知って、なるほどというところであります。市民憲章の中のものが 2 項目欠けているという事自体、えっと思うし、この条例がなくても市政運営はできると思うという議員さんのご意見ですね、私も実は同様な見解を持っています。

これ、もう一度やり直しという考え方なんです。議会の議決も全会一致ではない。市民憲章で十分足りるんじゃないか。市民憲章の中の 2 項目抜けている。これを見直すというのは、大変な作業です。

ちょっと執行停止か、あるいは一旦廃止して、もう 1 回作り直す。条例はそれぞれ目的を持って条例になっているはずなんです。条例の上にまた条例があるとは、条例の最高規範にえっと思ったんです。

私には納得のいかない条例だなと私の感想です。根本的に見直すなら、一旦廃止しても、執行停止にしても、根本的に見直す必要があるのでは、というのが私の意見です。

会 長：特にこの点というところはありませんか。

委 員：最高規範は憲法である。私たちは法治国家で、憲法の下に法律がある。法律の中にも一般法もあれば特別法もある訳です。地方自治法もその法律です。その法律のもとに政令がある訳です。省令があったり条例がある訳です。それでもお互い見解が相違した場合、裁判例がある訳です。こういう体系を話している訳です。あれは大和の憲法、これは石垣市の憲法、訳分らない。これは市民中心の条例です。市長も自分達の言うことを聞くべきだ、議会も自分達の言うことを聞くべきだ、みたいななんだか訳が分らないです。これは長い年数と回数をかけて策定されているので、これぐらいの時間をかけないと見直せないと思う。

委 員：法律としてあまりにも体系的に矛盾が多すぎて一個一個のことをきちんと、あまりにも矛盾が多すぎるので、この3回ぐらいでできるものじゃない。発言しろと言われても、前回も部分的には言えましたが、いちいち言っていくと、全部それを整合性を合わせていくというのは、非常に難しいと思います。法治国家である日本で、この非常に恥ずかしい基本条例、そのまま一部だけ改正して我々の代でどうぞというのはどうなのか、というのが一方でやはり今回問題になっている住民投票のことをなんとかしたいという思いもあるんですが、ここは一つ、本当に根本的な部分を令和の時代に法律に則った考え方で時間をかけて作り直して、もしするのであれば、全体的な話をするのではなくて、SDGsに基づいた仕様など、なにかしら一つのものに特化したものにするとか、一つの分野に目的を絞り込んだものにしていかないと形にならないのではないかと個人的には思います。

委 員：住民投票というのは、これに書かないとできないのか。これに基づいて訴訟が行われているということに驚いているんです。1条、2条の条文でもって訴訟が起こされている。しかも住民の、市民の定義が私からすればファジーな定義の上の条例でありますし、はっきり言って訳がわかりませんね。

やっぱり権利の保持義務というのは、確かにあります。濫用は禁止されている。憲法12条です。権利を利用するためには責任が伴う。こういう意味がちゃんとついています。自治基本条例は権利ばかり書いてある。市長は従え、市民の定義に従えと、その結果の権利の濫用はないのかとか、その権利を利用した責任はどう取るのかとか。憲法12条にも書いてあります。「この憲法が国民に保証する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。」自治基本条例は権利ばかり強調されてある。そうではない。権利

には責務がある。責任には二面性があるということです。どちらかという権利ばかり書いているような感じがして、定義からして法令の体を成してない。こんな法令文を読んだのは初めてです。これは字句修正、見直し程度では済まないということが私の率直な意見です。

会 長：確かに訴訟まで起きて、最高規範と謳っている訳ですからそういった部分もあいまいになってしまっている部分もあるのかと思います。他に何かご意見はありますか。

委 員：市民の意見に 27 条と 28 条の意見について、市民の方からいろんな意見もありますけれど、住民投票とあるんだけど、今、石垣市で住民投票をやるということがあるんですか。皆さんの意見が住民投票の件で多く述べられているので、今の状況で住民投票をしなければいけないということがあるのか。

事務局：今、裁判の途中なんですけれども、それで第 1 審が原告側の請求の棄却で、今、高等裁判所の方で第 2 審が引き続き行われることになっています。

委 員：要は、法令の体系に基づいて、憲法、地方自治法に基づいて石垣市はこの住民投票ということを考えているんですね。

事務局：そうです。

委 員：原告側は条例に基づいてなんですよね。やはり法令は体系からいって条例は下位ですよ。憲法、法律、その下に政令があるわけですよ。省令、条例があるわけです。体系があるものであります。石垣市は地方自治法に則ってこの投票を考えておられるということで、私は、それはもっともなことで私個人では思います。この条例が混乱を起こしている。もし、代表団の皆さんは責任取れるのかなと、責任が伴うんです。

委 員：今、いろんな団体に第 1 回の審議会をした後に、意見をもらったということですよね。そういう疑問のものがあるっていうことも話合うことも大事だと思います。各団体がこの条例がどういう位置付けなのかという基本的なものも出ているのでそういう根本的なものを話し合うこと、つまりそれぞれの団体がどういう考え方見えていかないといけないと思います。

会 長：確認する限り、多岐に渡るご意見が様々なところから出ていますので。

委員：議員さんの意見の中に新聞に載って初めて知ったということがありましたが、一般市民も 13 ページの議員さんの意見の中にどれだけの市民がこの基本条例を知っているのだろうかと思えます。果たしてどれだけの市民がこの条例を読んでいるのか。また、行政の職員の皆様がどれだけこの条例を読んで、それに従って条例を常に意識しながら仕事なさっているのかなと思えます。

委員：意見がこんなにきているなと感じていまして、本当にどの項目をどういう理由でどのように直したいのかという、そういう案があってもいいのではないかと、私自身分らない。これが素直な意見です。

委員：行政内部の方から審議がなされていて、最終的な段階で答申があって市民が 10 回も審議してこのような基本条例が出来たわけですが、いわゆる法律家といいますか、市民が審議したのですか。法律家がいたんですか。

事務局：素案を作る段階では庁内と市民検討委員会から両方で連携をとって市民検討委員会から出てきた素案をまた庁内でもんでそれをまた戻してという作業をずっとやっていたようなんですけども、庁内では法律の専門家は入っていないです。市民検討委員会の中もおそらく法律家といわれる弁護士は入っていなかったのではないかと思います。

会長：今、皆様のご意見をお伺いしましたが、本当に市民の皆様のご意見、関係団体、議員も含め、今回第 1 回、第 2 回と我々も条例を見させてもらい、全部の意見を含め、なかなか一筋縄でこうだというふうには変えがたい部分があるのかなという現状と、また一点だけ変えればいいということでもないという内容になっているというふうに感じます。今、ご意見は出尽くしたというところで、どうまとめていくか、また今回の審議会をどういうふうにした形で答申していくかという方向を定めていかないといけないと思えます。改定の時期が来たということで今回審議会を開いて改定をしなくちゃいけないという義務がある訳ではなく、見直しが必要かどうか、この条例がそもそもどうあるべきなのか、という議論の場だと私は解釈しております。今回のご意見を出し尽くして次回で答申というふうに持っていくのもなかなか現実的に第 3 回で答申まで持っていけるのかという部分は少し難しいところがあって、3 月議会に最終的に間に合えば大丈夫なんではないでしょうか。

事務局：はい。

会長：そうであれば、これだけの意見を言っていたので、この内容を持ち帰り、第

3 回に向かっていきたいなと考えているんですけど、回数については、次で答申で
きるのか、もしくはその間にやっぱりもう 1 回増やさないといけないのか、検討を
してまた、再度皆様にご連絡するような流れを取りたいと思っております。今のご
意見を集約して次回答申というのは、なかなか難しいところがございます。

委 員：答申というのは、一定の見直し案を答申することだけではないだろうと思いたすの
で、見直せないという答申もありかと思いたす。

見直さないといけないんだけど、あるいは廃止して新たな条例を作る、それはいろ
いろな考え方があると思いたすが、具体的な見直し案を出すというには、ちょっと
厳しいですよね。

会 長：今回こうやって我々が審議会で委嘱されて、その結果をどういうふうに表そうかと
考えた時、見直し案ではなくて、この条例自体の問題提起、ここが問題があるんじ
ゃないか、時間をかけて作る、廃止、再構築するなどの問題提起を答申に載せて次
に繋げて、本当に 1 か月、2 か月、半年で出来上がるものでもないのて、答申に向
かって次回そういうような流れを取らせていただきたいたと思いたすが、いかがで
しょうか。

委 員：今の議長のご発言に添います。具体的な見直し案、ちょっとこの期間内では難しい
です。しかし、抜根的に時間をかけてどうするかは答申の方向性になるのかな。

委 員：条例は他の団体からの意見もあつて、こういう疑問もあるということも載せたら、
それも我々の考えとしてこれは疑問だねという意見も載せられたら。

会 長：併せて条例の意見抽出のあり方も各団体の意見も取り入れてまた、各団体からその
方向に携わる人がしっかりと寄り添って見直ししていかないといけないと感じま
すし、審議会のあり方、そして答申の作成、内容についてもこの条例をこうした方
がいいと一個一個言うのではなく、条例に対する問題点をまた次回皆様のご意見
を持ってきていただいて、そして、答申を作りあげて、今回改定があるかもしれな
いというふうな期待を持たれていたかもしれないですが、その内容があまりにも
話をするだけでも膨大ですので、そういった未来的にしっかりとした市民のため
になる条例に向かえるような審議会として結果を出していただきたいたと思いたす。
事務局、このような流れで、もし第 4 回と審議会の回数を増やしたとしても大丈
夫でしょうか。

事務局：当初、12月議会にあげたいと思って、第1回にスケジュールをご提示したんですけど、そこは議論の方が大切だと思いますので、条例改正案がまとまるなら、提出は3月定例会を目指して、またその中で第3回、第4回と回数を増やしていくことは可能です。

会 長：議論すればするほど問題点が浮き彫りになっていて、皆様、そのようにお伺いできますので、そういった流れで今後回数を増やして検討していきながら進めていきたいと思います。

それでは、3番項、見直しについて閉じてもよろしいでしょうか。

それでは4番項、連絡事項について事務局お願いします。

～事務連絡～

会 長：では、すべての議事が終了いたしましたので、本日、これにて閉会させていただきます。第2回石垣市自治基本条例審議会をこれにて閉会させていただきます。皆様、本当に本日も忌憚なきご意見をありがとうございました。また、やはりいっぱい出てきたご意見でございます。難しい問題ではございますが、委員として引き受けた以上しっかりと答申に向けて一緒に向き合ってもらえたらと思いますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、閉会いたします。お疲れ様でした。

第3回石垣市自治基本条例審議会議事録

第3回 石垣市自治基本条例審議会 議事録

日時：令和3年2月1日（月）14時～15時30分

場所：石垣市水道部 会議室

出席者：【会長】新里 裕樹 【副会長】泉水 朝順

【委員】小浜 美佐子 黒石 高子

吉竹 法子 池原 優

欠席者：【委員】吉本 隼 平良 智子

事務局：皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ありがとうございます。第3回目の審議会となっております。始めるにあたりまして欠席のご報告をいたします。吉本委員と平良委員が事前に欠席の連絡をいただいています。

資料の確認をします。本日お配りしているのは、会次第、資料①となっております。前回の議事録もございますが、配布資料ではございませんので、答申後にまとめて公開させていただきますので、ご了承ください。

それでは、会次第に沿って進めていきます。

まずは、新里会長、開会の挨拶をお願いします。

会 長：皆様、新年おめでとうございます。2月になりましたが、本日はお忙しい中、そして、このご時世で緊迫した中、ご参加いただき、誠にありがとうございます。これまでの審議会では、様々なご意見を頂戴して、そして市民の皆様、関係団体の皆様から、たくさんのご意見を頂きました。そして今年に入って、今回3回目、4回目と答申していく形となりますが、本日は、多く頂いたご意見をどういうふうに答申の素案として入れていくかということを出し合っていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、メディアの皆様におかれましても、昨年は、こちらの要望を聞いていただき、皆さんの発言が分からないように配慮していただき、ご理解、ご配慮ありがとうございます。本日も前回と変わらず個人の発言等々が分からないように、また配慮していただけると我々も忌憚なき意見を出しつつ、本当に向き合うことができますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。それでは、これより、第3回石垣市自治基本条例審議会を始めます。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。これより先の進行は会長にお願いいたします。

会 長：それでは、これより先の進行は私の方で進めさせていただきます。会次第に沿って

進めていきます。

2 番項議事、事前に配布してあります資料①において前回出た委員意見、市民意見、関係団体意見をまとめております。その意見を参考にしていただき、答申に載せる意見出しを行っていきたいと思います。こちら右側空欄になっておりますが、こちらに答申の案を記入していただければと思います。

それではこれより議事を進めていきたいと思いますが、今回答申に載せていく内容を皆様からご意見をお伺いしていきたいと思います。

それでは委員の皆様、ご意見ある方はお願いします。

委員：資料①の 1 ページ毎に私たちの意見を述べるということで間違いないですか。

会長：今回答申を作成するにあたって、答申の内容、この自治基本条例を改定するのではなくて、改定に向けたテーマといいますか、ここはもう少し改正が必要ではないかなど、意見を頂いて答申に、例えば「第 2 条 用語の定義があいまいではないか、精査していく方向でお願いします。」といったような形でテーマごとに答申に載せていきたいと思っています。

また、詳細なご意見があれば改めて頂けたらと思います。

委員：見直しとはいうものの、改廃も含めての議論だと私は理解しているんですけども、それにはとらわれなくてもいいということでもよろしいですか。

会長：はい、またご意見いただいた上で、まとめて答申を作成していきたいと思います。

委員：例えば、「1 条 目的」の欄があります。市民の意見で撤廃は第 1 条の条文に反するという、これは条文が最高規範ということになっているからおっしゃっているかと思いますが、地方自治法の中では、条例の制定とか改廃はできると書いてあると思います。だからそれも含めて議論していくと理解してよろしいですか。

会長：はい。

会長：今回、前回までの意見と市民意見、関係団体意見をまとめて見ますと、用語の定義や市民という定義が広すぎてそれを元手にいろいろなつじつまが合わなくなっていると感じますので、この用語の定義の中の、特に市民の定義はぜひ答申に入れていきたいと思います。

委員：同感です。物事は定義から始まるので、定義が本当に曖昧だと体系を成さない。定

義があれば、定義に則って体系が成されているのです。法律体系は憲法に始まって体系を成しているんです。また、この条例にしても定義から始まっている訳で、定義自体がああいう市民定義だったらどう読んだらいいのか混乱が起こるだけです。見直しにしても根本的に改廃するにしろ、定義をしっかりと確立した体系を作らないといけないだろうと思います。

会 長：市民の定義という部分は、幅広く影響していますので、より精査して明確に訂正してもらおうように答申したいと思います。

今、用語の定義という部分で入っていくんですけども、用語の定義のところでは他に何かありましたら付け加えていきたいと思います。

委 員：市民の定義に関してなんですが、既存の考え方で市民は、当然きちんと明確化しないといけないと思うんですが、各市町村で多拠点居住とかで、例えば、こちらに住民票はないけれど、東京に勤めながら石垣市で半分くらいは生活していて、石垣でもなにかしらの仕事に携わっている、団体に活動しているなど、そういう働き方は政府でも推奨している。既存の市民という考え方とこれからの自治基本条例で新しく作り直すのであれば、ただ住民票があるというわけではなく、新しい働き方、住まい方に応じたことも多少入るようなことを何かしら定義付けをしていった方がいいのではないかと思います。

会 長：今、多拠点で住民票はないけれども 1 年の多くの時間をこちらで商売してしていると、こちらでいう今の市民の定義になるんですけど、そういった部分で影響力があるのかなと。新しい働き方改革を含めて、この市民というのが、どこからどこまでが市民なのか考えて見直していかなければならないと思いますので、取り入れていきたいと思います。

市民のご意見にもありましたけど、反グレ、反社会的勢力に対しても今の市民の定義だとすべて入ってしまうので、今言っていた新しい前向きな働き方改革を踏まえてもそうですし、今言っていたグレーな部分のすみわけも明確に打ち出していく、見直していく必要があるなと感じています。

委 員：市民の定義がしっかりしないと条例の 28 条で、本市において選挙権を有する者ということですから、これをどのように理解すればいいのか、しかもその中の内という訳ですから、そこに問題はないのかな。

会 長：市民意見でも同じような意見も出ています。

委員：代表者はどのようにして選ばれるのか。自分たちで自分が代表者だということで、いろいろな活動グループが出てきて、社会混乱が起こらないかな。

会長：今の既存のものを読み取ると、そういうことが起こりうる。

委員：自分達でグループを作って、自分が代表者だと言え、市政の混乱にも繋がりがねない。市民の定義やその代表者などの用語、一朝一夕に変えられるかなと。物事は定義から始まるので、頭が混乱します。

28条の4項目、所定の手続きを経ての「所定」とは、どういうことなのか、最高規範といいながら、全然訳が分からない。先人が作った立派な条例だと市民の意見で、簡単に改廃してはならないとあるんですけど、こういうふうに見るとそうではなかろうと。ちゃんと地方自治法の中で条例を制定する、改廃することはできるんだと書いてある。だから本当に抜本的に見直さないといけないだろうし、個人的な意見ですが、一旦効力停止して、作り上げるまで効力停止するというのが私の意見です。

会長：今、ご意見頂いた中で、最高規範という部分があって、最高規範というのは、我々だけではなく、市民意見の中でも結構気になっている方がいらっしやいまして、最高規範というのであれば、その前段がなければいけないと思っていて、事務局に質問ですが、この条例を作る際に審議会があったと思いますが、その議事録等々が残っているのかどうかということは確認できますか。

というのも、意見の方で、こうしっかり作り上げたものを廃止にする、停止にするという意見が前回第2回の審議会で出てたけど、これまでのものをないがしろにしすぎではないか、というようなご意見があったんです。だけでも確認したところ、そういった経緯はどうなのかということが、私たちも定かではなかったのも、そこをもう1度確認させていただけたらと思います。ご説明お願いいたします。

事務局：自治基本条例が制定されるまでの経緯について、庁内の策定推進委員会が4回、その議事録はありません。庁内ワーキングチームは、計23回開催されていますが、12回までは議事録が作られています、13回以降についてはありません。市民検討会議は14回開かれておりまして、こちらも議事録はありません。条例策定審議会は、11回開催されておりまして、こちらも議事録はありませんでした。

会長：これほど最高規範と言っているのであれば、それ相当に議事録というものが重要になってくるものかというふうに思っております。また、議事録が残っているというところでも庁内ワーキングチームというところで、専門家がはたして入っていた

のかというところも分からなので、そうなったところで、根拠のない最高規範というところも私は問題になってくるのかなと思います。なので、答申する際に、詳細までは至らないんですが、こういった議事録が残っていなかったという事実を少し分かるように記載していきたいと思います。

委員：前回も確認したところではありますが、自治基本条例の制定の議会において、全会一致ではなかったことを再確認したいんですが、もう1度議決、賛成議決が何名かなど再度確認させてください。

事務局：賛成が11、反対が8です。2人欠席です。

委員：満場一致ではなかったんですね。この条例をすごく褒めそやす表現があるんですが、満場一致ではなかったんですね。

会長：最高規範という部分をこの答申でその見直しが必要ではないかということを書いた方がいいですか。

委員：条例というのは、それぞれが市民の生活に必要な目的を持って一つ一つの条例があると思うんです。それを被せるような条例が、最高規範という言葉を使って、それは、かえって自由度を、市民の自由度を失わせる表現ではないかと、当然この表現はあってはならない表現ではないかと私は思います。また、この条例自体が本来必要な条例かということもはっきり申し上げたいです。それぞれは、目的を持って条例はあるはずなんです。こういう理念型というのは、法令の体系としてどうなのかと。市民の定義であったり、最高規範という言葉であったり、疑問に思います。

会長：こちらも答申でしっかり触れていきたいと思います。

委員：住民投票の自衛隊反対の住民投票を求める皆様が、原告団30名とありましたが、活動する方も入っていますか、30名とも石垣市民ですか。

事務局：市民という定義が、何を市民とするかなんですけれども、30名の方が、住民票を石垣市に持っているかということは確認していません。

委員：定義の市民である方がいらっしゃるという可能性も否定できない訳ですね。活動する方とか。住民票をおいていない方とか。石垣市で働いている人だとか。今、そういうことも今確認できないというお話しなので、そういうことも定義からしたら、

原告団の30名の中にはいらっしゃるだろうということと理解できます。

事務局：いないとも言えないです。全員が石垣市に住民票をおいているかもしれないし、確認していません。

委員：この市民の定義からすれば、原告団になれる。

会長：定義がしっかりしていないと、今のように誤解が出てくるんですね。

委員：市民の定義は根本的に見直しする必要があるし、混乱の元です。

会長：やはり定義は、どうしてもしっかりと見直すべき。この自治基本条例を残していくのであれば、しっかりと見直すべきだなと思います。今の市民の定義、どこにも関連していて、例えば、第27条、28条の住民投票、市民の権利、市の責務について詳しく内容が分かりにくいので、どう当てはまるのか、どう採用されるべきなのかとか分からなくて、それが混乱を招いているのかと思います。本当に27条、28条はしっかりとこの定義を見直して、それに基づいて、整合性を取れるような形で見直していかないとまた本当に混乱の元になってしまう。混乱を招かないために作られているはずだけど、定義という部分が、ちょっと分かりにくい部分があるので、整合させることが必要かと思っています。

すべて定義に基づいていくんですが、答申していきたいと思います。

他に何か違う分野で、せっかくいろいろな業種の方がお集まりしていますので、違うところにも目を向けて、議論していきたいと思います。

委員：定義の部分もおっしゃっていましたが、条文読むだけでは分からないですね。そして、何条にも繋がるということを聞いていて、そういうことで定義が大事だと思いました。

委員：やはり2条の用語の定義というところで、市民の意見がたくさん出ていますので、今回、ここをどうするのかということを話していかないと。そのままでもいいのか、市民はこういう人のことだと明確にするのかということを決めていかないといけないと思う。

会長：例えば、どう書いたらいいかとかありますが。

委員：また、定義したら狭まれるかなとも思うんです。今、読んでいったら住民基本台帳

に登録されているという言葉の方が多いんですが、そうすると、やっていない人は市民ではないのか、ということになってくるので、混乱を招かないということを前提にして住民基本台帳に登録されている人と提案していくのか、今、これがいまいだという意見が多いので、石垣市の市民、住民基本台帳に登録しているなど限定した人になってくる。

会 長：今回、自治基本条例を改定しようということがスタートでありましたが、この期間と、今のメンバーだけで決めれる内容ではなかったもので、答申をしっかりと議論した上で見直すべきということで、ゴール設定を変えたが、その中でも我々が答申の中で、こうしていった方がいいのではないか、ここは精査すべきではないか、見直すべきではないかなど、そういったテーマの部分と、もう少しご意見があれば、それに付け加えていく形でいいのかなと思っています。今、市民の定義をいい案があればとお尋ねしてしまいましたが、これこそ1番難しいところなので、専門家も入られて、今後議論、しっかりとした会議を持って、短い期間ではなく、次の見直し、改定に向けて決めていく、ここはこう議論すべきではないかというところで私たちは答申していければと思っています。

委 員：この定義だと2重国籍ではないですけど、2重市民とか3重市民とか、外国市民とかいろいろな市民が出てくるな、ということを考えます。これでは、この石垣市が混乱の渦に巻き込まれる。本当にきちんとこの定義にふりいをつける。しっかりと考えましょう。

委 員：市民についてですが、例えば、今コロナなどで、観光業などで落ち込んでいますから、ホテルとかで働くようなリゾートバイトなど期間限定で働くような方が期間限定で入って来ていますので、実際に住民票をおいている人口以外の幽霊市民と言われている人口は、2、3万人くらい多くいると物流の業者さんなどがおっしゃっていたと思うんです。やはり、観光都市でもある石垣市は、当然反社会的な人たちは省きたいんですが、多拠点で生活する方とか、2拠点居住の方とか年の半分はホテルで働く、または公務員の方が単身赴任でこちらで働くとか、そういうふうに短い方だと3か月、長い方だと2～3年の間石垣市に住んで、石垣のことも知りながら、我々の生活の基盤にもなっている方々がいるということも無視できない事実。それをただ幽霊人口として見ている見方は、どこの観光都市もこうだと思うんです。例えば、代表的な京都とかも同じような問題を抱えていると思います。これは、法律的なものの話なんですが、行政サービスとしてと法律的なものと別に考えるべきだと思うんですが、例えば、住民票はないが、行政サービスとしてはクイックしていますという方を、例えば石垣の準市民です。住民票はないですが、準市

民として市民カードを渡しますから、図書館、体育館使いますとか、そのかわり何かしらお金を市民よりは少し高めですが納めてください、とか、例えばそういう行政サービスを今後、市として考えていくのであれば、それも含めて、住民票もおいでいる、常に生活の基盤がある市民と準市民的な扱いのものがいたりして、それも含めて私たちの経済、生活が成り立っているという見方で、行政サービス、地域のことを考えていく法律的な部分を考えていくような具体的な定義を作る方がより未来を見据えた現実にも則したことが出来ないのかなと感じている次第です。

委員：石垣市に住民登録をしていない女性の非雇用者、子ども連れの方がいたりした時に、そのお子さんを石垣市民でないからといって、幼稚園やこども園に入所できないハンデはありますか。行政サービスという言葉で括った時、住民登録をしていない子ども連れを。

委員：住民登録をしていない子ども連れの数は、圧倒的に少ないと思います。むしろ、例えば、公務員の単身赴任、家族は東京にいます。学校のある子ども達は、学校を変えられないから住所はそっちにおいてあるけども、転勤のため2～3年こっちにいますというような方々とか、ホテルに派遣会社を通して2～3か月から半年間ぐらいホテルの寮に住まわせて、ホテルで勤務するような方々がいらっしゃってという方が多いので、子連れで来てという方は、私はあまり存じ上げない。そういう事例はあまりケースとしては少ないんじゃないかと個人的な意見として思います。

委員：住民登録していないと離島カードは発行してもらえないですね。

委員：転勤や単身赴任で来られている方は、そういうものは会社の方が費用負担されていて、戻られたりしているでしょうから、そういうことよりも普段の生活における住民サービス、いわゆる図書館、体育館などの施設を利用すると思います。その時に住民票がない方が乱雑に使って壊れた場合でも、私たちの税金で管理されているという現実があります。

会長：そういった方も含めて、そういったルール決めも必要かもしれないですね。

委員：無視できない人数にもなってきているので、むしろそこを含めた現実を見つめて作っていったらいいと思います。

委員：今の意見に対してだったら、今の意見を尊重するのであれば、現状のままの市民の定義でいいのかなと思いました。「市内で働き、学び、活動する人」が今言ったこ

とだと思います。私は、住民台帳記載があることが望ましいかと思います。一生続くものなので、もし改廃しないのであればですが。且つ、固定資産税の納税者であるとか、市税に関与している方とかに絞れば、その辺のカバーはできるのではないかと。石垣市に不動産を持っていて、固定資産税は市税ですよね、市に税金を払っている、意見言う権利はあるだろうというイメージです。

委員：石垣市に住んでいなくても、固定資産税を払っている方々はいますよね。

委員：なので、住民基本台帳に記載がある。「且つ」になります。

委員：難しいですね。しかし今のままであったら混乱の元というのが私の考えです。

委員：署名について、この1万4千人について、重複している場合もあったので、基本条例にマイナンバーカード制度をしっかりと定めて本人確認をする条件でやればいいと思います。この署名自体を選挙みたいに明文化して、誰でも書ける訳ではなくて。

会長：今だと信憑性が欠けますよね。どういったルールのもと、被らないようにとか説明できるものがないですね。

委員：今、マイナンバーにどんどん移行していっていますね。

委員：石垣市はマイナンバーの普及率は全国に比べて高い方です。本人確認ができれば署名とかしっかりできるのかなと思います。

委員：この住民投票の規定をこの条例に設ける必要はあるのか、と思います。住民投票をする際は、住民投票条例というものがある。例えば、署名を集めてきた時、住民投票条例が議会を通じて作られるのではないかと思います。だから、この条例の中に住民投票に関する規定を設ける必要があるのか、と疑問に思います。これは別ではないのかと思います。これに盛り込むべきではない。別の度ごとに住民投票条例を議会を通じて設ける。住民投票を無視はしません。この条例に書いてあることで、今回の混乱の元になっていると思います。

会長：皆様から様々なご意見を頂きました。特に元となる定義の部分がとても意見があったと思います。今回の答申に向けて、ここの見直しを強く求めていくことになるかと思います。他にも、市民意見を尊重していきたいと思い、気になるところがあり

ますので、皆様と共有して意見をいただきたいと思います。

前回も出ていましたが、市民憲章との整合性が取れていないということで、様々な分野を網羅している自治基本条例ですが、市民憲章の中から、「産業の町」と「美しい町」が自治基本条例には取り入られてないのかというふうにもありますので、こちらも整合性を取るように「産業の町」と「美しい町」にもかかるようにしていきたいと思います。

委員：昭和 52 年 10 月 22 日に制定されたとあり、かなり古い歴史を持つ市民憲章だと思ふところでもありますし、この条例の中で 2 つ欠けているということからしても市民憲章があれば、物事的前提のようなものですし、市民憲章から 2 つ欠けているということも問題でもありますし、市民憲章があつて、また最高規範があつて、最高規範に抜けていて、それも問題です。

会長：こちらも加えていきたいと思います。答申作成するにあたってこちらも揉ませていただきたいと思います。あと 1 点、男女共同参画推進について、作成された時は男女平等が取り上げられていたところだと思いますが、今は他にも LGBT や GID、性同一性障害、そういったところも多様性といったところで、社会で一緒に活動していけるような、当たり前なまちづくりをしていかないといけないと思いますので、自治基本条例を見直しがあるとしたらこちらにもしっかりと取り込んでいくべきかと思います。なので、市民憲章の件と、この件も答申に加えていきたいと思っています。

委員：市民の意見の中にも、男女という言葉だけあつて LGBT のことは触れられていないから入れてほしいと意見があります。それを入れるのであれば、「市民は男女 LGBT 等性別にかかわらずすべての人が個人を尊重され、豊かで活力ある共同社会の実現に努めるものとする。」というように言葉を追加した方がいいですか。男、女とはっきり分けるのではなくてということですよね。

委員：「男女が性別にかかわらず」で十分ではないですか。

委員：私もそう思いましたが、敢えて入れてほしいという提案があるんです。

会長：その言葉は入っていると、いろいろな分野において活動の幅が広がるような気がします。LGBT の団体も活動していますので、社会の変化として。

委員：かえってこの言葉が流行って、苦しい思いをすることはありませんか。戸籍には、

いずれにしても性別変えたら変えたで戸籍に載せないといけないですよ。

会 長：那覇市で LGBT の方を推進しているホテルとかがあって、それがあのおかげでも活動しやすくなってという、とてもプラスになることもあって。最近 LGBT 等が発言されるのはネガティブではないような社会になってきていると感じます。今、加えるというよりは、今の社会の変化に合わせて、こちらも検討材料に入れていいのかなと思います。

委 員：逆にこのような言葉を公に使われると、逆に住みにくくなるのではないかと私は思いました。なので、公的な文章で使いたくないなと思いました。

会 長：両面の意見を取り入れて、市民の意見も少なからずある訳ですから、今後しっかり取り入れて次回の見直しに議論していただきたいと思います。できれば LGBT の部分も入れていきたいと思います。昔は男か女かだけだったけど、心の性だとか尊重される時代になってきていますので、ぜひ取り入れたいなと思います。こちらも答申するにあたって少し揉ませていただけたらと思います。

委 員：最高規範ということがありますから、第 5 章で市議会の責務や議員の責務がありますが、彼らには当然責務が何かで規定されていませんか。市議会から何か意見は出ていませんか。執行に関しても条例が口を挟むというのは、不自然に感じます。

事務局：議会の役割を自治基本条例で定めていることについて、議員の皆様から何か意見はありますかということについて、第 2 回目の配布した資料の中で記載していますが、その中で「第 9 条、10 条で第 5 章の市議会の役割を条例で定めることは必要なのか審議会で議論してほしい。」という意見はございました。本来であれば議会は議会で条例を作ることが議会の二元代表制ということになっているので、第 9 条、10 条が必要かについても審議してほしいということはありません。

委 員：議員の役割や責務についても条例で定めないといけないのかと疑問に思いました。これも検討してほしいです。市議会議員として当選した訳ですよ。なにか宣言等しているはずですよ。また、議員の規則があるはずですよ。別の条例を作って縛るようなことを成立させた訳ですよ。全会一致でないのに。責務など、当たり前なことではないですか。

会 長：市議会の責務についても聞いていきたいと思います。

会 長：今、頂いた意見をまとめますと、まず大前提の用語の定義、特に市民の定義があいまいで、すべての混乱を招いているかなと思うところなので、こちらの見直しが必要ではないかと思います。すべてに紐づいて、曖昧になっているということです。市民の定義を分かりやすく、いい効果が生れるよう精査してほしいと意見をまとめるとそういうことだと思います。

第9条、10条、当審議会でもそうですし、議員からも意見が出たということですので、答申に加えていく方向性でまとめていきたいと思います。

25条、LGBTなどの件ですが、いろいろな答えがあるとは思いますが、今の世の中に合わせて、このLGBTなどのことがネガティブではなく、ポジティブに活動の幅を広げているのかなと感じていますので、こちらも答申に加えていくよう検討していきたいと思います。

27条 住民投票と、28条 住民投票の請求及び発議について、まず自治基本条例に載せるべきかということもありますし、そもそもすべて市民の定義によって、この信憑性がどう取れるのかという部分もあって、もし載せるのであれば、市民の定義が明確になっていないのであれば、この27条、28条の効力も生み出されないのではないかと思います。戻ってしまいますが、市民の定義をしっかりと構築した上であるこの27条、28条かと思うので、こちらも市民の皆様からご意見がたくさんありますので、答申に加えていきたいと思います。

第42条 条例の位置付けについて、最高規範というふうに謳われていることが特に問題なのかと感じていて、やはり国には憲法や法律、上位の法規範がある、その上にある最高規範なのかというふうに変に解釈してしまう部分もあると思いますので、こちらもこの文言が残るか残らないか別にして、この状態にあるのはおかしいと思いますので、こちらもしっかり見直ししていくと、答申していきたいと思います。

市民憲章について、市民憲章の内容と自治基本条例の内容が、昔からあるこの素晴らしい市民憲章と整合性が取れていない部分があるので、見直すのであれば、しっかりと今謳われていない部分の2点も含めて答申していきたいと思います。

本日、議論いただいた件は、このような内容で答申していった方がいいかと思いますが、どうでしょうか。流れとしましては、第4回まで開催する予定となっていますので、こちらで答申案を皆様で確認の上、そこで決定したら市長に答申を渡しにいくという流れとなっております。ですので、次の4回までに今日のこのテーマに対して、またご意見がございましたら、ご連絡いただければと思います。

委 員：廃案については、今後市議会とかで決まるのですか。それとも審議会で決めることですか。

会 長：この審議会で廃案も含めて検討すべきではないかというのであれば、この答申の中に廃案も含めて検討してくださいということも載せた方がいいと思います。

委 員：それについては私は前提だと思います。定義の見直しさえ大変なのに、いろいろな意見が出てくるでしょうから、一旦執行停止、廃案し、もう一度見直す。一からやり直す。そういう方法もあるのではないかと思います。

委 員：この条例すべてですか。

会 長：委員がおっしゃるのは、この条例が表立って効果を持っていると混乱を招いていますので、見直すのであれば1回停止にするなり、廃案して、出来上がってから正式に条例として取り込もうということです。

委 員：廃案についても1から9章については市議会の運営とか市民の定義について、書かれていて、決まってくると思うんです。10から17に関しては一般的な環境づくりとか、今まさに石垣島もSDGsモデル事業に選ばれているので、まさに被っているところがたくさんあると思います。乱雑している状態であって、SDGsならSDGsを推進して行って、これを一旦なくしてシンプルに考えていったらいいのかと思います。

会 長：市民の意見でもあったと思います。SDGsと近いところがあるから、逆にSDGsを取り込んで。条例を基本として条例を作っていくのか、それとも自治基本条例ではなくて、SDGsを取り込むか。

委 員：SDGsをやれば、これになるのではないか。

会 長：それでは、停止、廃案も踏まえた上でどちらも提案して答申していく。盛り込んでいきますか。

委 員：はい。

会 長：確認ですが、「2条 用語の定義」、「9条、10条 市議会の責務」、「25条の男女共同参画の推進」、「27、28条の住民投票、住民投票の請求及び発議」、「42条の条例の位置付け」、そして同じくらいの重みで廃案停止を行った上で再度作り直すといったことも必要ではないかということもご意見が出たということをお答申をしたいと思います。

委員：SDG s にも 17 項目にジェンダーの項目が入っていますよね。

会長：廃止、停止も含めて、なおかつ SDG s に沿って進めていけたらどうかということですね。

委員：前回意見を申し上げたんですが、市民の行政に対する意見というのは、発表しなければならないみたいな、義務化を行政組織に与えていたように思います。参考として行政が改善に努めればいいんですが、22 条 意見公募手続です。それで否定はしませんが、それを実施して、対応という、次の 23 条、公表しなければならないというものがありました。大変だと思います。多種多様な意見が、市に寄せられると思いますから、そこまでは。行政は改善に努めなければならないとか。2 項に書いてありますから、その結果を速やかに市民に応答しなければならないと 1 項に書いてありますから、3 項まで執行機関のお仕事にするのはどうだろうと思うところ。実際、どうなのでしょう。発表されていますか。

事務局：市民の意見箱は設置しております。それに対する市の対応を公表まで持っていて、いるかは、確認してみないと分かりません。

委員：公表までは、免責していいのではないかと私は思います。公表することによって、努めなければならない意識が高まるかもしれませんが、公表させるまでではないかと。意見を述べた市民が自分に応答してくださいとすれば、住所、氏名を書くだろうし、一人がこういう思いをしたとなれば、その部署にいて、それなりに上司から指導が入るだろうし、それを年次報告として公表するまでは求めなくていいのではないかと、そこまで行政に負担かけることはない、前回気になりました。いかがですか。

会長：いろいろな意見があると思いますが、改善されたものが都度発表されると思うので、敢えていないのかとは思ったりもしますが、こちらは今回の見直しの中で含めてご検討いただけたら。基本的には辿ると全体的にいろいろな意見があると思いますので、見直すのであれば、全体的にひとつひとつ丁寧に見直していったら、いいのかなと思います。

委員：私は、第 1 希望は廃案。廃案が大前提ですので、廃案がないのであれば、市民の定義を直すというところです。

会 長：今たくさんご意見頂いたものを、まとめて精査して、答申を提出の流れに持っていきたいと思います。それでは、2番項の議事をこれにて終了いたします。お疲れ様でした。

それでは引き続き、事務局より連絡事項をお願いいたします。

～事務連絡～

会 長：それでは、閉会です。

皆様、本日は貴重なお時間を割いていただき、たくさんのご意見をありがとうございました。本日のご意見を持って、答申に持っていきたいと思います。また残り第4回と答申の作成、確認とありますので、引き続き、皆様お願いいたします。

それでは、これをもちまして第3回石垣市自治基本条例審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。

第4回石垣市自治基本条例審議会議事録

第4回 石垣市自治基本条例審議会 議事録

日時：令和3年3月18日（木）13時～13時45分

場所：石垣市役所 第1会議室

出席者：【会長】新里 裕樹 【副会長】泉水 朝順

【委員】小浜 美佐子 平良 智子

池原 優

欠席者：【委員】吉本 隼 黒石 高子 吉竹 法子

事務局：皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は第4回石垣市自治基本条例審議会となります。委員会を始めるにあたり、欠席者の連絡をいたします。本日は、吉本委員、黒石委員、吉竹委員、3名の欠席となっております。

次に資料の確認をいたします。お手元に配付している資料は、まず一つ目に、会次第、二つ目に第4回石垣市自治基本条例審議会添付資料①、②となります。配付資料の漏れ等はありませんか。よろしいですか。

事務局：それでは、会次第に沿って進めていきます。

まず、開会の挨拶を新里会長よりお願いいたします。

会 長：皆様、改めましてお疲れ様です。本日も年度末の大変お忙しい中にも関わらず、ご参加いただき、誠にありがとうございます。そしてまた、メディアの皆様におかれましても、メディアの表現の仕方にご配慮いただき、誠にありがとうございます。おかげさまで活発な意見が飛び交う審議会が開催できているのではないかと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。さて、前回までの流れですが、審議会では、答申の素案作成に向けての公正中立でありながら、多面的多角的な意見を出してもらって、素案を作成してまいりました。そして今回は、答申の案について、皆様で確認を行いながら、ご意見を賜り、答申の確定、決定に向けて進める会にしたいと思います。今回で最後の審議会になる予定となっておりますので、今後市民の皆様を活用されて、いいなと思われるような自治基本条例に、審議会としての意見を答申していきたいと思いますので、皆様、最後まで、よろしくお願いいたします。それではこれより、第4回石垣市自治基本条例審議会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：新里会長、ありがとうございます。それでは、これより先は会長の方で進めていただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、これより進行は、私の方で進めていきます。会次第に沿って進行いたします。会次第2に報告、前回のまとめがあります。こちらは、まず事務局より、説明をお願いいたします。

～説明～

会 長：事務局ありがとうございます。今の説明について、質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。確認事項ですので、特段なければ、進行したいと思います。

委 員：8項の「第27条、第28条 住民投票、住民投票の請求及び発議」の分野ですが、これを読んだ時に、もう少し親切に書いたほうがいいのではないかと思います。というのは、住民投票を実施する場合は、必要な事項に基づき、議会の決議を経て、住民投票条例が必要になる。手続き論を盛り込めば、分かりやすいのかなと思いましたが、これを読んだだけで分かる方は分かるし、どういう意味かは、説明すれば分かるので、いいのかなと思います。いちおう私としては、親切に入れたほうが良かったのかなと思いました。

会 長：その方が分かりやすいと思います。おそらく、この確認事項として報告させていたものは、今後議事録として報告する形になりますので、今のところの文言を委員がおっしゃっているようにもう少し分かりやすいように訂正いただいて、議事録公開までに訂正いただけたらより分かりやすいのかなと思いますので、こちらは訂正可能ですか。

事務局：一旦配付資料としましては、今の資料をお配りしたんですが、委員からの意見を受けて、そのように直したという修正後の資料もつけておきます。

会 長：議事録配信にあたって、こういった議論を持って、こういった結論が出たというところを載せてもらえたらと思いますので、よろしくお願いします。

会 長：他にもありますか。
なければ進行します。

会 長：続いて、議事3番項、答申（案）の確認でございます。こちらは9月に第1回石垣市自治基本条例審議会を開催してから、これまで計3回と審議してきました。本日の審議の結果をまとめて市長に答申していこうと思います。それを踏まえて、これ

から事務局に答申案を説明してもらいますので、それを確認し、ご意見いただければと思います。それでは、事務局の方から答申案について説明お願いいたします。

事務局：説明の前に、今回3名の委員の方が欠席されているんですけども、お手元の資料を事前に配付した際に、この答申案に対するご意見があれば寄せてくださいというご案内をしています。現時点では、3名の方の意見等はなかったことも併せて報告いたします。

～説明～

会 長：事務局、ご説明ありがとうございました。答申案について、ご確認いただきました。これについてご意見ある方はよろしくをお願いいたします。

会 長：今ご確認いただいた内容は、これまで委員の皆様と一緒に審議会で議論してきた内容をまとめたものになっています。今の意見と、また種類は別として、この石垣市自治基本条例が存在している。基本的には基本理念、そして指針ですよ。そういった部分でこれまで自治基本条例が存在し続けているというところで、今までは、やはり課題や問題を抽出する形で、ずっと審議会を通してきましたが、今のこの答申案は問題、課題を指摘するものとまた別に、この条例って、こういうところで役に立っているんだとか、こういった良い部分も振り返りつつ、市長に答申できたらと思っています。そこを文言に入れるかは別にして、問題を探るのって、結構できるものだけど、やはりこの自治基本条例の存在意義っていうものをしっかり考えるにあたって、やはりここはいいところだったよねとか、そういったところも議論しながら答申に向かえたらなと私自身思っています。そこも踏まえてご意見いただけたらと思います。どうでしょうか。

私は、この推進する条例といいますか、途中で安心安全なまちづくりとか子育ての支援や医療もそう、地産地消もそうだし、推進の案件に関しては、やはり、こういった形で基本理念っていうのがもしあって、しっかりしているものであれば、皆さんが見てそうすべきだなっていうものになるのかなと思います。でも審議会で議論している定義という部分でちょっとあいまいなところがあるから、信憑性が持てなくて、こちらを鵜呑みにしてしまったら、いろいろなところに影響が出てくるのではないかとそういうものもあります。ですけど、いい部分もあるんだなと私自身は感じていますので、皆様からも少し何かありましたら意見賜れたらなと思います。

委 員：多種多様な多方面から意見を出し合った中で、このようにきちんとまとめられた事

務方の努力に対しては大変敬意を表するところであります。

審議会の当初でも申し上げたように、正直申し上げて、実は初めて読ませていただいた自治基本条例でありました。読んで、結論的に、これは見直しをする必要がある。見直しという言葉に囚われると、存置して見直しという見直しもあれば、執行停止をして見直しとか、あるいはそれを一旦廃止してもう一度最初から見直すと、それもすべて見直しの一つですから、見直した上でのそういう結論ですから、見直しの用語と決して齟齬することはないと私自身は思って、意見を述べたところであります。いずれにしましても、多種多様な委員の意見が網羅され、しかも取りまとめていますので、内容に異議を述べるものはありません。私が審議会を振り返ってそう思うところであります。

会 長：他にもご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

会 長：この答申案の記の前文に出ている部分、事務局とも話しましたが、この自治基本条例があり続けた理由という部分もやはりあるんですよね。理念条例としてあるというところで、その前文になるんですが、「このまちを未来へ引き継ぎ、自治を推進していこうという理念を表すものであり、これを本市の特徴や先人への感謝などとともに、前文というかたちで表現している。」という文言を入れた上で、以下の指摘事項に入って答申していきたいという思いを持っているんですが、皆様、このような文言を入れて答申していてもよろしいか確認させてください。

委 員：今の趣旨をもう一度ご説明をお願いします。

会 長：答申案の記の前文に「このまちを未来へ引き継ぎ、自治を推進していこうという理念を表すものであり、これを本市の特徴や先人への感謝などとともに、前文というかたちで表現している。」というような文言を入れながら、指摘事項へ移っていきたいと思います。

この自治基本条例が、これから改定するなり、あるいは効力停止なり、そういったこともあると思うんですが、そもそもの定義からしっかりしていないと。この答申の意見では、改定に向けての効力停止だったりという意見も踏まえていますので、ここをしっかりと答申した上で、また次によりよいものになるように繋げていただけたらと思います。

この答申案で答申してもよろしいでしょうか。

委 員：この内容を読みますと、条例を見直すという前提の上で書かれているかのように思いますが、その辺はいかがなものでしょうか。

会 長：指摘箇所も含めて、全体的に見直してくださいという審議会の答申という意味合いになっています。

委 員：見直したで、これを根本的に一旦効力停止あるいは廃止が必要であるという意見もありましたね。この答申案の中には、そういったことではなく、あくまでも地方自治法との整合性を図るような見直しをすればいいのだといったことや、あるいは市民の定義を誤解がないようにするというような意味合いに読めるんですが、根本的な見直しについては、この中には触れていないというように理解してよろしいですか。部分的な見直しといいますか、全体ではなくて。条例全体が法令との齟齬がある。法体系の誤解を招くような最高規範という文言があるとか、それをただ削ればいいのかとか、そういう見直し、審議会だったのかな。この中にはそれしかないですね。今の段階でこだわることではないですが。それを踏まえた上でこれにしましょうということですかね。

会 長：委員の意見も審議会で議論されてきた内容になります。私たちが審議会で答申するにあたって、この1ページ目ですね、記の中段に書かれているように、この条例に基づいてまた他の各種条例が紐づいているというところで、そこを今すぐ効力停止しなさいとか、そのような形で我々が審議会で審議して出した時に、様々な影響が出てくる可能性もあるんですね、やはり慎重に事を進めないとそこだけ浮き彫りになってしまっていて、今すぐ停止だ、改定せよとなってしまう時に、收拾がつかなくなることが怖いと思います。

委 員：なぜかと言いますと、例えば、教育委員会では教育基本法とか、戸籍法とか、税法とかそれぞれの庁舎内の職務分野においては然るべき法令の下で皆さんお仕事しているはずなんです。どうしてこの条例がいるのかと。例えば住民投票では、地方自治法で規定がある。なんでこの条例がいるのだろうと最初読んだ時に疑問に思いました。というのが実際に、今会長がおっしゃる他の条例との兼ね合いがあるということには少し疑問が。この条例を基にして条例が作られているんですか。

会 長：市の条例に紐づけて決定したものがあるのか、事務局お願いします。

事務局：紐づいている条例もあります。

委 員：やはりあるんですか。そういうことであればやはり慎重に取り扱わなければならないという趣旨は理解できます。実際どういう条例があるんですか。

事務局：例えば男女共同参画の条例など、約 10 の条例に紐づいていたと記憶しています。

委員：条例が制定されたのが、平成 22 年。

事務局：なのでその以前からあるものでも、石垣市自治基本条例が制定され、以前の条例が改正されて、この根拠は自治基本条例第何条に基づくという形で一文加わったりなど整理されています。

委員：認知症や障がい者の方など、こういった方々には、福祉法などサポートする法令がきちんとあると思いますが、いわゆる成年後見制度利用促進法に関する法律などもありますけども、この条例の中にそういうものもありますか。

事務局：そこまではないです。

委員：ないですね。それが紐づいている条例というのはないと。

事務局：紐づいているものは、石垣市の条例になります。

会長：事務局に確認ですが、今言っているものは、私たちが審議会を行ってきたもののまとめの中に反映されているかということだと思うんです。こちらのまとめた資料は、どういうふうにこのあと反映されますか。総括したものを答申し、今後見直すということがあった時に審議会のまとめを見ながら、細かいところを指摘していくと思いますが、こちらもしっかりと今後、見直す、または停止なりも含めた議論がなされる時に確認されるような状態になっていくんですか。

事務局：今回の 5 年の見直しのタイミングで答申を受けて、行政は、この見直しをどうするのか、これからいろいろと考えていかなければいけないと思っております。それは、どういう答えになるかは未定ですが、例えば、さらに先の 5 年後以内の見直しのタイミングで、前回令和 2 年度に見直しの議論があった。その時にどのような議論があったかを見る時に、議事録やこの資料などがありますので、次の見直しの時には、前回このような見直しがあった、指摘があったということを受けて、これも含めて、その時の時勢にあった新しいテーマも加わってくるかと思うんですが、これも大切な材料になると思います。

委員：関連してですが、私は読んただけでいろいろな意見を持ちましたが、前回の 5 年前の見直しの際は、こういう意見は出なかったんですか。追加することを議論した

けですか。

事務局：当時の資料を見ると、5年前の時勢から現条例に足りないものは何かという議論がなされて、新しく追加する議論が主だったと思います。

委員：今回は、定義から始まっている訳ですが、そういうことを指摘されるのではなく、追加の議論がなされたんですね。やはり目的もそうですが、定義から始まって体系がなされているだけに、早めに、または制定の過程でその辺をしっかりと審議されていれば、今出てくる話ではないのになという気持ちです。

会長：ご意見頂いているものは、今このまとめに記載いただいているので、そこを次回以降、改定していこうと動き始めた時に、しっかりと反映していただきたいと思います。ただ、この答申の内容というのは、答申というのは、ある意味強い声になってしまうので、あらゆる影響を考えたら、このような内容で、特に抜本的に市民の定義のところは強く訴えて、最高規範ってそもそも法律の上にあるというのはおかしいので改正すべきであるという基になる部分は答申でもしっかりと指摘していますので、それと、まとめの意見書をしっかりと次に生かすため反映させていただきたいと思いますので、事務局よろしく願いいたします。

そのような形で答申を進めていきたいと思いますが、皆様、この内容でよろしいでしょうか。承認という形でよろしいでしょうか。よろしければ手を挙げていただきたいと思います。

では、こちらの内容で市長へ答申したいと思います。承認される方は挙手をお願いいたします。

～全員挙手～

会長：はい、よろしく願いいたします。

皆様の多角的多面的なご意見を頂いて今の内容になっております。文言的には抜本的な見直し、廃止も含めてという文言は直接的には答申には載っておりませんが、事務局にも確認したようにまとめの意見は、今後セットで反映されていくという事ですので、ご理解いただければと思います。それでは、議事は以上で終了いたします。

次に4番項、連絡事項を事務局よりお願いいたします。

～連絡事項～

会 長：皆様、全4回の審議会、大変お疲れ様でした。本当に皆様のご協力と積極的なご意見がなければ今の答申にたどりつかなかったと思います。やはり基本、自治基本条例は自治の基本理念としてあるべきだし、その芯となりますので、自治基本条例がしっかりしたものでなくてはならないと思います。前回も審議会が開かれたということでしたが、私は、今回しか参加しておりませんが、この自治基本条例の立ち位置といいますか、あるべきなのか、ないべきなのかというその根底まで議論できたのは、審議会として、しっかりと役割を果たせたのではないかとと思っています。本日こうして答申までたどりつきましたが、委員の皆様のご意見もこの中に落とし込まれていますので、市長に答申する際には、懇談の時間もありますので、ご意見もお伝えさせていただきたいと思います。本当に皆様のご協力のおかげだと思います。本当にありがとうございました。それではこれにて、第4回石垣市自治基本条例審議会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。